

国別ジェンダー情報整備調査 インドネシア国

最終報告書

平成23年1月
(2011年)

独立行政法人
国際協力機構 (JICA)
オーピーシー株式会社

公共
JR
11-001

国別ジェンダー情報整備調査
(インドネシア国)

目 次

要約	i
略語表	v
1. 基礎指標	1
1-1 経済社会関連指標	1
1-2 保健医療関連指標	3
1-3 教育関連指標	4
1-4 ミレニアム開発目標（MDGs）指標	5
2. 女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み	7
2-1 インドネシア国の女性の概況	7
2-2 ジェンダーにおけるインドネシア政府の取り組み	10
2-3 ナショナル・マシナリー	13
3. 主要セクターにおける女性の現状	17
3-1 教育分野	17
3-2 保健医療分野	21
3-3 農林水産業分野	25
3-4 経済活動分野	28
3-5 環境・防災分野	32
4. インドネシア国における開発援助事業の計画・実施・評価に際し留意すべきジェンダー 課題及び配慮事項	35
5. 国際機関・その他機関によるジェンダー関連援助事業	37
6. ジェンダー関連の情報源	39
6-1 関連機関／組織・人材リスト	39
6-2 関連文献リスト	42
7. 用語・指標解説	46
8. 参考文献	48

要約

国別ジェンダー情報整備調査【インドネシア国】(2011 年作成) 概要	
インドネシア国の女性の概況	
- インドネシア国は人口約 2.3 億人、マレー系の人種（約 8 割）と 27 の民族からなる多民族国家である。人間開発指数は 169 カ国中 108 位（2010 年）、ジェンダー開発指数は 157 カ国中 94 位である（2007-8 年）。 - ジェンダー平等や女性の自由に対して寛容な意見が多くなったが、家父長制や男性優位の考えは根強い。また、早婚、一夫多妻制、強制的な離婚、違法な結婚、女子性器切除の問題について、インドネシア国内で議論がなされている。 - 意思決定機関への女性の参加は国家レベル、地方レベルともに依然として低い。国会議員に占める女性の割合は約 17% である（2009 年議会選挙）。2008 年に制定された選挙法（No10/2008）では国会議員内の女性の割合を最低 30% にすると規定されており、この達成に向けた政府や国際機関の動きが活発である。 - 女性に対する暴力国家委員会の報告によれば、2008 年に報告された女性に対する暴力の件数は 54,425 件であり、その内 9 割以上は家庭内暴力や近親者からの暴力であった。1998 年に設置された同国家委員会は女性被害者へのサービス提供やこれに従事する女性組織の能力強化を実施している。また、政府に対するアドボカシーも実施し、2004 年に「女性に対する暴力撲滅法（No23/2004）」が制定された。近々、「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの予防と対策国家ガイドライン」が公布予定である。	
ジェンダーに関するインドネシア政府の取り組み	
2000 年、大統領指示書（Presidential Instruction No9/2000）「国家開発におけるジェンダー主流化」が発行された。この指示書には国家開発政策や国家開発プログラムは計画、組織、実施、モニタリング、評価の全ての段階でジェンダー主流化を行なうよう規定されている。 2008 年、内務省規約（Regulation No15/2008）「地方でのジェンダー主流化実施ガイドライン」が発行された。このガイドラインは地方行政に携わる職員向けであり、地方レベルでの行政や開発におけるジェンダー主流化を実施する方法が記載されている。 2009 年以降、ジェンダー予算計画が施行されている。財務省規約（Regulation No. 119/PMK.02/2009）によって、7 省庁（国家開発庁、農業省、国家教育省、保健省、公共事業省、女性のエンパワーメントと児童保護省（State Ministry of Women's Empowerment and Child Protection: SMWC）、財務省）がジェンダー予算計画を試験的に開始している。 「ジェンダー平等法」の準備が進行中で、近年中に発効予定である。	
ナショナル・マシナリー	
1978 年以降、女性のエンパワーメント省がナショナル・マシナリーとして設置されている。現在は、女性のエンパワーメントと児童保護省（State Ministry of Women's Empowerment and Child Protection: SMWC）に名称を変更し、ジェンダー平等と子どもの保護の実現に向けた活動を行っている。ジェンダー平等に関する政策立案を始め、	

他の省庁や地方行政へのジェンダー主流化促進や技術的支援を実施し、この実施状況を大統領へ報告する役割も担っている。

- 具体的な取り組みは政府の中央と地方レベルでのジェンダー主流化の促進（政策への反映やジェンダー予算計画の支援）、女性や子どもの保護に関する法整備、教育、保健、政治参加等である。
- 300 名以上の職員を擁し、主な部局は 5 つ（ジェンダー主流化、女性の生活向上、女性保護、児童保護、コミュニティ組織エンパワーメント）である。

教育分野におけるジェンダー

- 国家教育省は 2008 年に法令（Decree No.84/2008）「国家・県・郡レベルにおける教育分野でのジェンダー主流化ガイドライン」を公布し、その中にジェンダー主流化実施ガイドラインが含まれている。これは国家レベル、地方レベルにおけるジェンダー主流化に関する関係者の能力強化を目指している。また、ジェンダー予算実施の試験機関にもなっており、2011 年予算への計画に向けた準備が進められている。
- 初等教育の純就学率は男女共に 9 割以上であり、男女の差はあまり見られない。しかし、地域別に見ると男女の就学率には違いがあり、特に中等教育と高等教育で顕著である。地域によっては中等教育への就学率は女子が男子を上回っていることもある。
- 非識字率は年々減少しているものの、女性の識字率は 89.68%で男性の識字率 95.6%より低い（2008 年）。政府は非識字率ゼロを目指しており、特に非識字率が高い地域において、非識字撲滅の活動を実施している。
- 職業訓練校では、女性の専攻は家庭的で補佐的な職種（会計等）が多いのに対し、男性は技術系や工業系の職種を専攻する傾向がみられる。
- 国家ノン・フォーマル教育・インフォーマル教育プログラムでは幼児教育、識字教育、起業支援教育、女性のエンパワーメント教育の向上等が優先課題とされている。

保健医療分野におけるジェンダー

- 戦略計画には国家レベル、地方レベルでのジェンダー主流化を明記している。保健省職員によるジェンダー主流化トレーニングのワーキンググループがあり、地方職員への研修を実施している。また、ジェンダー予算実施の試験機関であることから、2011 年予算計画に向けた準備が行なわれている。
- ミレニアム開発指標の 1 つである妊産婦死亡率は年々減少しているものの、依然として高く、2015 年までに目標値を達成するために、さらなる努力が必要だと認識されている。医療従事者による出産介助率は 63.5%（2000 年）から 77%（2009 年）と増加している。しかし、医療従事者による出産介助率そして病院での出産数は、地域（都市部と農村部）により、大きな差がある。
- 子どもの栄養状態は良好とは言えず、5 歳未満の栄養失調率は 18.4%である。女兒よりも男児の方が栄養状態は悪い。
- 家族計画サービスへのアクセスは既婚者に限られており、未婚者や思春期層のニーズに応えられていない。また、避妊率も約 61%と低い。主な避妊方法は注射と低容量ピルで、コンドームの使用率は低い。
- インドネシア国には約 19 万人の HIV 感染者がいると予想されており（2009 年）、半数

以上は異性間性交渉により感染したとされている。感染者の半数以上は 20 歳-29 歳の若年層であり、その原因として、コンドームの使用率の低さが挙げられている。エイズ戦略 2007-2010 では予防や検査の啓蒙活動や治療サービスの拡大を目指している。

農林水産業におけるジェンダー

- 2000 年に発行された大統領指示書「国家開発におけるジェンダー主流化」に伴い、農業開発戦略には女性のエンパワーメントが重要戦略の 1 つとして記載されている。その具体的な活動は農業分野での女性の役割分析、女性の負担軽減（新しい農機具の開発やマイクロクレジットへのアクセス等）、女性に対する訓練の開発と実施である。
- 婚姻法（1974 年）によれば、夫婦連名の土地所有を認めているが、実際にその数は少ないと言われている。その理由として、夫婦への法律の情報提供が十分に行なわれていないことが挙げられている。
- 農業に従事している女性は多く、特に米生産において女性の割合は約 7 割と言われている。水産業に携わっている女性は主に漁師の妻かその家族で、男性は漁、女性は加工や販売に従事している。
- 政府により、農林水産業の分野で女性向けの技術訓練が実施されており、女性の普及員に対しては訓練に必要な物資の提供等が行なわれている。

経済活動分野におけるジェンダー

- 女性の賃金雇用は徐々に増えており、賃金レベルも上がってきているが、未だ男性の賃金との差があり、女性の平均賃金は男性の 78% である。また、女性の失業率は男性のそれより高く、求人割合も男性向けのものが多い。
- 雇用機会が限られていること、また、フレキシブルな働き方ができること等から、多くの女性がインフォーマル・セクターに従事している。特に、家内労働に従事している女性が多く、低賃金や暴力等の問題に直面している。この対策として、現在、家内労働法の草稿準備が進められている。
- SMWC は「女性経済活動推進フォーラム」を設置し、女性の起業支援やマイクロファイナンスの促進に取り組んでいる。また、民間の銀行や中央銀行も経済活動分野での女性の役割に注目し始め、女性に対する起業支援を実施している。
- 海外への労働移動者のほとんどが女性であり、主な出稼ぎ先はマレーシア、シンガポール、台湾、サウジアラビア等である。従事している仕事は生産工場や家内労働と言われている。政府は積極的に労働移動者に対する法整備を行っているが、労働者は、その移動の各段階で搾取や人権侵害を受けることが多い。

環境・防災分野におけるジェンダー

- 2000 年に公布された大統領指示書を受けて、環境省はジェンダー主流化のプログラムを策定中である。また、2003 年に「女性と環境問題へのムーブメント」という冊子を発行している。この冊子の中で、環境保護における女性の役割やその重要性が紹介されている。
- 女性が多く携わっている農業はとくに環境問題の影響を受けやすく、収入にも影響が大きい。また、家庭で使用する水の管理やゴミの処理等は女性の仕事であることが多いため、女性対象の環境教育が実施されている。

- インドネシア国は近年、地震・津波・火山噴火等の自然災害に直面したため、これらの災害による被害を軽減するため、インドネシア国政府は「国家防災管理活動計画 2010-2012」を策定した。この国家活動計画にはジェンダー主流化が明記されており、災害管理への女性の参加、災害管理に関する情報提供、災害後のサービス提供、災害管理におけるジェンダーに配慮したデータ収集の実施を目指している。

略 語 表
(インドネシア国)

ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
ASEAN	Association of South-East Asian Nation	東南アジア諸国連合
AusAID	Australian Government's overseas aid program	オーストラリア国際開発庁
BAPPENAS	Ministry of National Development Planning/National Development Planning Agency	国家開発計画省
CEDAW	Convention on the Elimination of all forms of Discrimination Against Women	女子差別撤廃条約
CIDA	Canadian International Development Agency	カナダ国際開発庁
FAO	Food and Agricultural Organization, UN	国際連合食糧農業機関
GFP	Gender Focal Point	ジェンダー・フォーカル・ポイント
GTZ	The Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit	ドイツ技術協力公社
HIV/AIDS	Human-Immunodeficiency Virus/ Acquired Immuno-Deficiency Syndrome	人免疫不全ウィルス及び後天性免疫不全症候群
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
MDGs	Millennium Development Goals	ミレニアム開発目標
NGO	Non Governmental Organization	非政府組織
ORT	Oral Rehydration Therapy	経口補水療法
SMWC	State Ministry of Women's Empowerment and Child Protection	女性のエンパワーメントと児童保護省
UNDP	United Nations Development Programs	国連開発計画
UNESCO	United Nations Educational Scientific and Cultural Organizations	国際連合教育科学文化機関
UNFPA	United Nations Population Fund	国連人口基金
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
UNIFEM	United Nations Development Fund for Women	国連女性開発基金
WHO	World Health Organization	世界保健機関

1. 基礎指標

1-1 経済社会関連指標

国際開発指標	人間開発指数		ジェンダー 開発指数 2)	ジェンダー 2) エンパワメント指数	ジェンダー 不平等指数 1)	出典	
	0.6/108位 (2010) 1)		0.726/93位 (2007)	0.408/96位 (2009)	0.680/100位 (2008)		
	0.734 (2007) 2)		NA	NA	NA		
人口指標	総人口		都市人口比率		人口増加率 4)	合計特殊 出生率	1), 2) 3), 4) 5), 6)
	総人口	女性人口比率	都市人口比率	女性人口比率			
	237.55 (2010) 3)	49.7% (2010) 3)	44.3% (2010) 1)	NA	1.35 (2000-2009)	2.10% (2010) 5)	
	224.7 (2009) 2)	NA	53.7% (2009)	NA	1.4 (2000-2005)	2.13% (2009) 6)	
	平均余命 7)		世帯主別による世帯数 8)				7) 8)
	男性	女性	総計(000)	男性世帯主	女性世帯主		
	68.5 (2008)	72.5 (2008)	57688.9 (2008)	NA	NA		
	68.8 (2007)	72.8 (2007)	57006.6 (2007)	NA	NA		
	経済指標	GNI/Capita	実質GDP 成長率	GDP デフレーター	ジニ係数	開発援助額 /GNP	7)
		US\$2349 (2009)	4.5% (2009)	8.4% (2009)	37.6(2007)	0.2 (2009)	
US\$2245 (2008)		6% (2008)	18.2% (2008)	39.4(2005)	0.2 (2008)		
部門別公共支出	保健医療	教育	社会福祉	防衛	ジェンダー	その他	7)
	NA	18.7% (2007)	NA	NA	NA	NA	
	NA	17.2% (2006)	NA	NA	NA	NA	
	対GDP	対GDP	対GDP	対GDP	対GDP	対GDP	7)
	2.2% (2007)	3.5% (2007)	NA	0.9% (2009)	NA	NA	
	1.9% (2006)	3.6% (2006)	NA	1% (2008)	NA	NA	
産業比率 (対GDP)	農業	工業	サービス業	その他			7)
	16% (2009)	49% (2009)	35% (2009)	-			
	15% (2008)	49% (2008)	37% (2008)	-			
労働指標	労働人口 (百万) 9)		失業率		最低賃金		4) 9) 10)
	総労働人口	女性比率	失業率 4)	女性失業率 10)	男性	女性	
	107.41 (2010)	38.5% (2010)	7.87% (2009)	8.47% (2009)	NA	NA	
	102.52 (2008)	37.6% (2008)	8.39% (2008)	14.71% (2005)	NA	NA	
労働人口比率		農業	工業	サービス業		その他	9)
	人口	39.8% (2010)	12.1% (2010)	20.6% (2010)		27.2% (2010)	
	女性比率	37.9% (2010)	43.6% (2010)	52% (2010)		19.2% (2010)	
	人口	40.3% (2008)	12.2% (2008)	20.6% (2008)		26.7% (2008)	
	女性比率	37.3% (2008)	43.1% (2008)	50.4% (2008)		18.3% (2008)	

ジェンダー関連取組

女性に関する国際条約批准・署名の有無

1984	女性に対するあらゆる形態の差別撤廃条約 CEDAW	11)
2000	女性に対するあらゆる形態の差別撤廃条約(CEDAW) 選択議定書	12)
2000	ミレニアム開発目標	13)

意思決定参加率

	行政			民間			
	議会	大臣	副大臣/次官	役員	専門技術職		
	12%('09)	11%('08)	N/A	22% ('04-'08)	N/A		14)

ジェンダー関連政策

2000	大統領指示書No.9/2000 「国家開発におけるジェンダー主流化」	11)
2008	内務省規約No.15/2008 「地方におけるジェンダー主流化実施ガイドライン」	

ジェンダー関連法律

2004	家庭内暴力撲滅法 (law No.23/2004)	13)
2004	海外移住労働者保護法 (Law No.39/2004)	
2009	国家開発省法令No.KEP30/M.PPN/HK/03/2009 (ジェンダー予算委員会の設置)	
2009	財務省規約No.119/2009 "Guideline for the Drafting and Assessment of Ministerial Activities Plan and Project"	

ジェンダー関連国家組織

ナショナル・マシナリー名	女性のエンパワーメントと児童保護省	
--------------	-------------------	--

1-2 保健医療関連指標

人口に対する 医療サービス	病床数/人口(千人)		医師数/人口(千人)		出典		
	0.6 (2002)		0.13 (2003)				
	0.6 (1998)		0.16 (2000)				
乳児死亡率	全体(per1000)		女児(per1000)		16)		
	31 (2008)		28 (2008)				
	34 (2005)		30 (2005)				
5歳児未満死亡率	全体(per1000)		女児(per1000)		16)		
	41 (2008)		37 (2008)				
	46 (2005)		41 (2005)				
結核による死亡率	全体(per100,000)		女児		16)		
	27 (2009)		NA				
	NA		NA				
主要感染症による 死亡率	全体		女児				
	NA		NA				
	NA		NA				
1歳児における ワクチン接種率	BCG	三種混合	ポリオ3	麻しん	17)		
	91%	91%	83%	80%			
リプロダクティブ ヘルス	家族計画実行率		出産介助率		妊婦貧血率		5) 6) 10) 14)
	61% (2010) 5)		73% (2010) 5)		NA		
	61% (2009) 6)		73% (2009) 6)		NA		
	妊産婦死亡率 10)		合計特殊出生率		平均初婚年齢		
	228 (2007)		2.10% (2010) 5)		23.4 (2005) 女性 14)		
	226 (2005)		2.13% (2009) 6)		NA		
栄養	5歳児未満における栄養不良率		経口補水療法利用率		ヨウ素欠乏症		18)
	18 (2003-2008)		54 (2005-2008)		59.5% (2004)		
	NA		NA		NA		
地域医療サービス	安全な水普及率			衛生施設普及率			7) 17) 19)
	全体	都市部 7)	農村部 7)	全体 7)	都市部 7)	農村部 17)	
	80% (2006) ¹⁷⁾	89% (2008)	71% (2008)	52% (2008)	67% (2008)	37% (2006)	
	78% (2002) ¹⁹⁾	90% (2005)	70% (2005)	49% (2005)	66% (2008)	38% (2002) ¹⁹⁾	
HIV/AIDS	HIV感染率 (15歳-49歳) 20)				HIV/AIDSに関する適正な 10) 知識の保有率 (15歳-24歳)		10) 20)
	全体	男性	女性		未婚男性	未婚女性	
			全体	妊産婦			
	0.2% (2007)	0.3% (2008)	0.1% (2008)	NA	20.3% (2010)	19.8% (2010)	
	0.1% (2001)	NA	NA	NA	1.4% (2007)	2.6% (2007)	

1-3 教育関連指標

教育制度	初等		中等		高等		出典
	6		6		2～4		
成人識字率	全体		男性		女性		4)
	92.58% (2009)		95.65% (2009)		89.68% (2009)		
	92.19% (2008)		95.38% (2008)		89.10% (2008)		
初等教育	就学率						4)
	全体		男児		女児		
	94.37% (2009)		94.49% (2009)		94.24% (2009)		
	93.99% (2008)		934.06% (2008)		93.91% (2008)		
	進級率						
	全体		男児		女児		
	NA		NA		NA		
	NA		NA		NA		
	退学率						4)
	全体		男児		女児		
	1.64% (2008-2009)		NA		NA		
	1.81% (2007-2008)		NA		NA		
中等教育	就学率						4)
	全体		男児		女児		
	67.43% (2009)		66.79% (2009)		68.12% (2009)		
	67.39% (2008)		66.73% (2008)		68.07% (2008)		
	進級率						
	全体		男児		女児		
	NA		NA		NA		
	NA		NA		NA		
	退学率						4)
	全体		男児		女児		
	2.49% (2008-2009)		NA		NA		
	3.94% (2007-2008)		NA		NA		
高等教育	就学率						21)
	全体		男児		女児		
	21% (2008)		22% (2008)		20% (2008)		
	NA		NA		NA		
	進級率						
	全体		男児		女児		
	NA		NA		NA		
	NA		NA		NA		
	退学率						
	全体		男児		女児		
	NA		NA		NA		
	NA		NA		NA		
男女別高等教育 就学率	教育学		芸術		社会学		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
	NA	NA	NA	NA	NA	NA	
	NA		NA		NA		
	理工学		医学		その他		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
	NA	NA	NA	NA	NA	NA	
	NA	NA	NA	NA	NA	NA	

1-4 ミレニアム開発目標（MDGs）指標

初等・中等・高等教育における男子生徒に対する女子生徒の比率

初等教育		中等教育		高等教育	
2009	99.73	2009	101.99	2009	102.7
2008	97.00	2008	99	2008	92

出典
22)
10)

非農業部門における女性賃金労働者の割合

2009	33.5%
2008	32.4%

22)
10)

国会における女性議員の割合

女性議員 (%)		全議員数		男性議員数		女性議員数		10)
2010	18.0%	2010	560	2010	459	2010	101	
2009	11.6%	2009	550	2009	486	2009	64	

妊産婦死亡率(生児出生100,000人当たり)

2007	228
2005	226

医師・助産婦の立会による出産の割合

2009	77.3%
2008	74.9%

22)

避妊具普及率(15-49歳・既婚女性における現在の使用状況)

全ての避妊法 (%) ²²⁾		現代的避妊法 (%) ²²⁾		コンドーム (%)	
2007	61.4%	2007	57.4%	2007 ²²⁾	1.3%
2003	60.3%	2003	56.7%	2003	0.9%

22)
10)

青年期女子による出産率(1,000人あたり)

2007	35.0
2005	52.0

22)
10)

産前ケアの機会

1度以上 (%)		4度以上 (%)	
2007	93.3%	2007	81.5%
2003	931.0%	2003	81.0%

22)

家族計画の必要性が満たされていない割合

全体 (%)		産間調節 (%)		産児制限 (%)	
2007	9.1%	2007	4.3%	2007	4.7%
2003	8.6%	2003	4.0%	2003	4.6%

22)

出典

- 1) UNDP, Human Development Report 2010
- 2) UNDP, Human Development Report 2009
- 3) BPS Indonesia (2010), Hasil Sensus Penduduk 2010 Data Agregat per Provinsi
- 4) BPS-Statistic Indonesia (2009), Welfare Indicator 2009
- 5) UNFPA, State of world population 2010
- 6) UNFPA, State of world population 2009
- 7) World Bank website <http://data.worldbank.org/indicator/SP.DYN.LE00.MA.IN>
- 8) BPS Indonesia (2009), Trends of the selected Socio-Economic Indicators of Indonesia 2009
- 9) Ministry of Manpower and Transmigration Web site <http://pusdatinaker.balitfo.depnakertrans.go.id/>
- 10) Ministry of National Development Planning/National Development Planning Agency (2010), Report on the Achievement of the Millenium Development Goals Indonesia 2010
- 11) Presidential Instruction Number 9 The Year 2000 on Gender Mainstreaming in National Development and Ministry of Home Affairs Regulation Number 15 Year 2008 on General Guidelines for Implementation Mainstreaming Gender in the regions.
- 12) ADB (2006), Indoensia Country Gender Assessment
- 13) Republic of Indonesia (2010), Combined Sixth and Seventh Periodic Reports: The Implementaion of the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women 2004-2009
- 14) UN, The world's Women 2010

- 15) Key Indicators for Asia and the Pacific 2010
- 16) WHO website <http://apps.who.int/ghodata/?vid=10500>
- 17) UNICEF, State of world children 2009
- 18) Unicef website http://www.unicef.org/infobycountry/indonesia_statistics.html#65
- 19) UNICEF State of world children 2006
- 20) Epidemiological fact sheet on HIV/AIDS Indonesia 2008
- 21) UIS Statistics in Brief UNESCO Institute for Statistics (2010), Global Education Digest 2010: Comparing Education Statistics
- 22) UNDP, The Official United Nations Site for the MDG Indicators Website

2. 女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み

2-1 インドネシア国の女性の概況

インドネシア国の女性の概況

- 1) インドネシア国は人口約 2.3 億人、マレー系の人種（約 8 割）と 27 の民族からなる多民族国家である。人間開発指数は 169 カ国中 108 位（2010 年）、ジェンダー開発指数は 157 カ国中 94 位である（2007-8 年）。
- 2) ジェンダー平等や女性の自由に対して寛容な意見が多くなったが、家父長制や男性優位の考えは根強い。また、早婚、一夫多妻制、強制的な離婚、違法な結婚、女子性器切除の問題について、インドネシア国内で議論がなされている。
- 3) 意思決定機関への女性の参加は国家レベル、地方レベルともに依然として低い。国会議員に占める女性の割合は約 17% である（2009 年議会選挙）。2008 年に制定された選挙法（No10/2008）では国会議員内の女性の割合を最低 30% にすると規定されており、この達成に向けた政府や国際機関の動きが活発である。
- 4) 女性に対する暴力国家委員会の報告によれば、2008 年に報告された女性に対する暴力の件数は 54,425 件であり、その内 9 割以上は家庭内暴力や近親者からの暴力であった。1998 年に設置された同国家委員会は女性被害者へのサービス提供やこれに従事する女性組織の能力強化を実施している。また、政府に対するアドボカシーも実施し、2004 年に「女性に対する暴力撲滅法（No23/2004）」が制定された。近々、「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの予防と対策国家ガイドライン」が公布予定である。

[概要]

インドネシア共和国（以下、インドネシア国）は東南アジアに位置する島嶼国で、人口約 2.31 億人（2009 年）を擁し、人口数は世界第 4 位とされている。また、国民の 88.6% がイスラム教を信仰する世界最大のイスラム教国と言えるが、キリスト教やヒンドゥー教信者も存在すること、人種の大半がマレー系とされていながらも、27 の民族に大別されていることから、民族・宗教において多様性がみられる国でもある¹。1945 年の独立宣言以降、積極的に経済開発を進め、1997 年に直面したアジア通貨危機を乗り越え、安定的に経済は成長を続けており、2009 年の経済成長率は 4.5% であった。国民一人当たりの GDP は 2,590US ドルで、主な産業は鉱業（石油、アルミ島等）、農業（米、ゴム、パーム）、工業（木材製品、セメント、肥料）である。自然災害（2004 年 12 月スマトラ大地震、2006 年 5 月と同年 7 月のジャワ島地震、2010 年 10 月メラピ火山噴火）が頻発しながらも、マクロ経済への影響は軽微である²。

インドネシア政府は「国家長期開発計画 2005-2025」の第 2 段階となる「国家中期開発計

¹ 外務省のホームページ：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/index.html>

² 外務省国別データブック 2009 より。

画 2010-2014」を策定した。この中期開発計画では 5 つの課題：①経済開発と福祉の向上、②良い統治、③民主主義の強化、④法の強化と汚職の撲滅、⑤包括的かつ公正な開発、が挙げられている。国連開発計画（United Nations Development Programs：UNDP）が発行した人間開発報告書によると、インドネシア国の人間開発指数は 169 か国中 108 位(2010 年)、ジェンダー開発指数は 157 カ国中 94 位(2007-8 年)であった。

[宗教、慣習及び伝統的価値観による課題]

インドネシア国民の大多数はイスラム教を信仰しており（88.6%）、その他はキリスト教（8.9%）、ヒンズー教（1.7%）、仏教（0.6%）である³。また、言語、宗教、民族に関わらず、パンカシーラ（5 つの基本原則）に基づいた生き方が尊重されている。5 つの基本原則とは、①唯一崇高の神を信じること、②正義と礼儀を重んじること、③国家の統一を尊重すること、④民主主義を推進すること、⑤万人に対し、社会的公正さを重んじること、である。

インドネシア国民の多くはジェンダー平等や女性の自由に対して寛容な考え方を持っており⁴、夫と共に生計を立てる女性や稼ぎ手となっている女性も多い。しかし、女性は従属的であるべきという考え方や家庭内の役割は全て女性が担うべきという考え方も存在する。また、早婚、一夫多妻制、強制的な離婚、違法な結婚、女子性器切除の問題が残っており、インドネシア国内での議論がなされている。

[意思決定機構への参加]

UNDP のレポート（2010 年）によれば、国会議員の女性が占める割合は 18%（2009 年-2014 年）であり、2004 年-2009 年よりも増加しており⁵、インドネシア政府の歴史の中で女性の比率が最も高いと言われている。しかし、政党による男女比のばらつきはあり、女性の参加が低い政党は 5.3%、最も高い政党は 24.3%となっている⁶。

国会の常任委員会における女性議員の多い分野は、第 9 委員会：保健、労働移動、市民権、食料と薬物（42.5%）、第 10 委員会：教育、若者とスポーツ、観光、国立図書館（26%）等である。また、女性議員の参加が 10%未満であった委員会は第 2 委員会：立法、人権、治安（7.2%）と第 7 委員会：エネルギー、鉱物、環境（9%）である⁷。

地方での女性衆議院議員率もばらつきがあり、33 県のうち 7 県では女性議員が 30%以上

³ 外務省ホームページ：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/data.html>

⁴ JICA インドネシア事務所の調査結果（2010 年）によると、男性と女性は平等な権利を持っているという考え方に賛成の人が 82.8%であった。また、男性と女性は平等に教育を受けるべきという考え方に賛成の人は 90%を超えている。

⁵ UNDP Indonesia (2010), Women's Participation in Politics and Government in Indonesia.

⁶ UNDP Indonesia (2010), Ibid.

⁷ UNDP Indonesia (2010), Ibid.

を占めている。女性議員がいない県は 3 県あり、女性議員しかいない県が 1 県ある。2009 年末までに選出された女性県知事と女性副知事は 33 県のうちそれぞれ一人ずつであり、440 の市町村/郡のうち、女性の長は 12 人（2.2%）選出された。

インドネシア政府は国会議員や各政党の女性の割合を規定した法律を定め、女性の意思決定機関への参加を促している。2008 年に改訂された選挙法（Law No.10/2008）では、国会議員の女性の割合を 30%以上にすることや各政党の女性議員を 30%以上とすること等が規定されている。しかし、女性の割合は 30%に達していないことから、選挙に関する啓蒙活動、立候補者への研修、女性議員への研修等が必要とされ、「国家中期開発計画 2010–2014」の活動目標とされている⁸。

[セクシュアル・ハラスメント及び女性に対する暴力]

女性に対する暴力国家委員会の報告書(2009 年)によれば、2008 年に報告された女性に対する暴力の件数は 54,425 件であった。地域ごとのデータをみると、ジャワ島の報告件数が一番多く、全体の 69.8%にのぼり、スマトラ島（15.4%）、カリマンタン島（9.2%）と続く。また、女性に対する暴力の中で 90%以上が配偶者や近親者からの暴力で、被害者の 95%が妻である。暴力の種類は、経済的暴力が 52%と最も多く、続いて精神的暴力（22%）、身体的暴力（17%）、性的暴力（9%）の被害も報告されている⁹。

インドネシア政府は 1998 年に「女性に対する暴力国家委員会」を設置し、女性に対する暴力撲滅や女性の人権に関する啓蒙活動、被害者支援、国家政策や法律に対するアドボカシー、女性グループのネットワーク構築に取り組んでいる。この国家委員会の大きな達成として、2004 年「家庭内暴力撲滅法（Law No.23/2004 Elimination on Domestic Violence）」の制定がある。また、その他の関係省庁も、女性に対する暴力に関連する法令を公布している（詳細は第 2 章）。

労働力・労働移動省は「職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン」を近々公布予定であり、これは企業、労働者、労働組合等への手引きとして配布される¹⁰。

⁸ UNDP Indonesia (2020), Women's Participation in Politics and Government in Indonesia.

Ministry of National Development Planning/National Development Planning Agency (2010), Roadmap to Accelerate Achievement of the MDGs in Indonesia

⁹ 女性に対する暴力国家委員会による Annual Note 2009 を参照。

¹⁰ ILO 職員へのインタビューと労働力・労働移動労働移動省のホームページによる。

2-2 ジェンダーにおけるインドネシア政府の取り組み

インドネシア政府の取り組み

- 1) 2000 年、大統領指示書 (Presidential Instruction No9/2000)「国家開発におけるジェンダー主流化」が発行された。この指示書には国家開発政策や国家開発プログラムは計画、組織、実施、モニタリング、評価の全ての段階でジェンダー主流化を行なうよう規定されている。
- 2) 2008 年、内務省規約 (Regulation No15/2008)「地方でのジェンダー主流化実施ガイドライン」が発行された。このガイドラインは地方行政に携わる職員向けであり、地方レベルでの行政や開発におけるジェンダー主流化を実施する方法が記載されている。
- 3) 2009 年以降、ジェンダー予算計画が施行されている。財務省規約 (Regulation No. 119/PMK.02/2009) によって、7 省庁 (国家開発庁 : BAPPENAS、農業省、国家教育省、保健省、公共事業省、女性のエンパワーメントと児童保護省 (State Ministry of Women's Empowerment and Child Protection: SMWC)、財務省) がジェンダー予算計画を試験的に開始している。
- 4) 「ジェンダー平等法」の準備が進行中で、近年中に発効予定である。

[ジェンダー政策]

インドネシア政府は 2000 年に大統領指示書 (Presidential Instruction No9/2000)「国家開発におけるジェンダー主流化」を発効し、女性の地位向上のため、家庭・コミュニティ・国家全てにおいてジェンダー平等が認識されるよう、ジェンダー主流化を促進することが定められている。この指示書には実施ガイドラインが添付されており、各中央省庁の行政担当者はこのガイドラインを参考にジェンダー主流化を促進するよう勧められている。

同ガイドラインによれば、ジェンダー主流化の目的は国家開発プログラムの全てのプロセス (計画立案、実施、モニタリング) においてジェンダーの視点を取り入れることであり、ジェンダー主流化は、ジェンダー分析と国家レベル・地方レベルの関係省庁機関の能力強化を通して実施される。ナショナル・マシナリーである女性のエンパワーメントと児童保護省 (State Ministry of Women's Empowerment and Child Protection: SMWC) は、各省庁や行政機関への技術支援や大統領への定期的な報告を実施し、各省庁のジェンダー主流化を推進する役割を担っている。

地方レベルにおけるジェンダー主流化の動きとして、2008 年に「地方におけるジェンダー主流化実施ガイドライン」(Ministry of Home Affairs Regulation No.15/2008¹¹)が内務省により公布された。このガイドラインは地方行政担当者向けで、行政、開発、市民サービスをジェンダーの視点に基づいて行なうための手引きとされている。また、ジェンダー主流化を促進するため、各県市町村にジェンダー主流化ワーキンググループの設置が定められ、市町村長は県知事に、県知事は内務省と SMWC への報告が義務づけられている。

¹¹ 2003 年に内務省法令 No.132/2003 (Decree No.132/2008) を元にこのガイドラインは更新された。

2009 年以降、ジェンダー予算計画の動きも活発である。2009 年国家開発省法令（Decree No. KEP30/M.PPN/HK/03/2009）が公布され、ジェンダー予算委員会の設置を規定した。また、財務省規定 No.119/2009（Ministry of Finance Regulation No.119/2009）¹²が公布され、7つの省庁（国家開発庁：BAPPENAS、SMWC、財務省、国家教育省、農業省、保健省、公共事業省）がジェンダー予算実施のパイロット機関として指定されている。国際機関の支援を得て、各省へのワークショップの実施、予算計画の草稿作業が行なわれている。

[ジェンダー関連法令]

インドネシア憲法（Undang-Undang Dasar 1945）の 27 条 1 項と 2 項において、例外なく全ての人は法と政府の前で平等であり、尊厳を持った生活を送ることができると謳われている。また、2000 年に追加された項目には全ての人が差別されない権利が含まれており、憲法上の男女平等は保障されている¹³。

婚姻法（Law No.1/1974）では男性 19 歳、女性 16 歳が婚姻適齢とされている。また、夫婦が平等に家庭の維持や子どもの世話に責任を持つことも定められている。しかし、この婚姻法には、婚姻適齢の男女差など、ジェンダー平等の考え方に照らして適切でないと思われる箇所も存在するため、法改正の議論が行なわれている。

現在、政府はジェンダー平等法を草稿中である。内容は、①教育、経済、政治、労働分野での積極的優遇措置、②ジェンダー主流化を実施する仕組みのモニタリング、③政策実施やジェンダー平等推進の報告等である。また、モニタリングのプロセスには国民が参加するよう働きかけている。

家庭内暴力撲滅法（Law No.23/2004）は、家庭内暴力の定義、加害者への刑罰、被害者保護、被害者支援に関して規定している。また、2006 年に政府規約（No.4/2006）「家庭内暴力被害者の社会復帰の実施と協力」が発行された。2007 年に施行された女性のエンパワーメントと児童保護省規約 No.1/2007 により、警察内の女性と子どもサービス課と病院内の危機統合課が連携するようになった¹⁴。

ジェンダー関連法令リスト

法令名	制定年	概要
インドネシア憲法	1945	憲法
婚姻法	1974	婚姻に関する規定、夫婦間の役割等
労働法（Law No.13/2003）	2003	生理休暇、出産休暇等に関する規定

¹² Ministry of Finance Regulation No.119/2009 regarding Guidelines for the Drafting and Assessment of Ministerial Activity Plan and Project Lists.

¹³ ADB (2006), Indonesia Country Gender Assessment

¹⁴ Republic of Indonesia (2010), Combined Sixth and Seventh Periodic Reports: The Implementation of the Convention of the Elimination on All Forms of Discrimination Against Women in Indonesia 2004-2009

家庭内暴力撲滅法 (Law No.23/2004)	2004	家庭内暴力の定義、被害者保護、加害者への刑罰等に関する法律
海外労働移動者保護法 (Law No.39/2004)	2004	海外労働移動者の権利の保護
市民権法 (Law No.12/2006)	2006	国際結婚した場合の子どもの市民権や海外移住した場合の国籍に関する法律
人身取引撲滅法 (Law No.21/2007)	2007	人身取引の防止、啓蒙活動、被害者保護に関する法律
政党法 (Law No.2/2008)	2008	各政党は女性立候補者を 30%までに増やすよう規定
選挙法 (Law No.10/2008)	2008	国会議員の 30%を女性とすることが規定
ポルノグラフィ撤廃法 (Law No.44/2008)	2008	特に少年、少女のポルノグラフィ撤廃に関する法律

出典:

アジア開発銀行 (Asia Development Bank: ADB) (2006), Indonesia Country Gender Assessment
Government of Indonesia (2010), Combined Sixth and Seventh Periodic Reports: The Implementation of
the Convention of the Elimination on All Forms of Discrimination Against Women in Indonesia 2004-2009

2-3 ナショナル・マシンナリー

女性のエンパワーメントと児童保護省 (State Ministry of Women's Empowerment and Child Protection)

- 1) 1978 年以降、女性のエンパワーメント省がナショナル・マシンナリーとして設置されている。現在は、女性のエンパワーメントと児童保護省（State Ministry of Women's Empowerment and Child Protection: SMWC）に名称を変更し、ジェンダー平等と子どもの保護の実現に向けた活動を行っている。ジェンダー平等に関する政策立案を始め、他の省庁や地方行政へのジェンダー主流化促進や技術的支援を実施し、この実施状況を大統領へ報告する役割も担っている。
- 2) 具体的な取り組みは政府の中央と地方レベルでのジェンダー主流化の促進（政策への反映やジェンダー予算計画の支援）、女性や子どもの保護に関する法整備、教育、保健、政治参加等である。
- 3) 300 名以上の職員を擁し、主な部局は 5 つ（ジェンダー主流化、女性の生活向上、女性保護、児童保護、コミュニティ組織エンパワーメント）である。

[設立背景と組織概要]

1978 年、女性のエンパワーメント省がナショナル・マシンナリーとして設置された¹⁵。現在は SMWC に名称を変更し、活動を続けている。SMWC の主な役割は女性のエンパワーメントや福祉、児童保護の分野の政策策定、地方レベルにおける該当分野のプログラム策定、モニタリングと評価の調整業務、ジェンダー主流化や女性の保護に関する省庁や民間企業、コミュニティ組織との連携がある。また、2000 年に発令された大統領指示書「国家開発におけるジェンダー主流化」では、SMWC に対し、各省庁への技術支援や大統領への報告義務を課している。

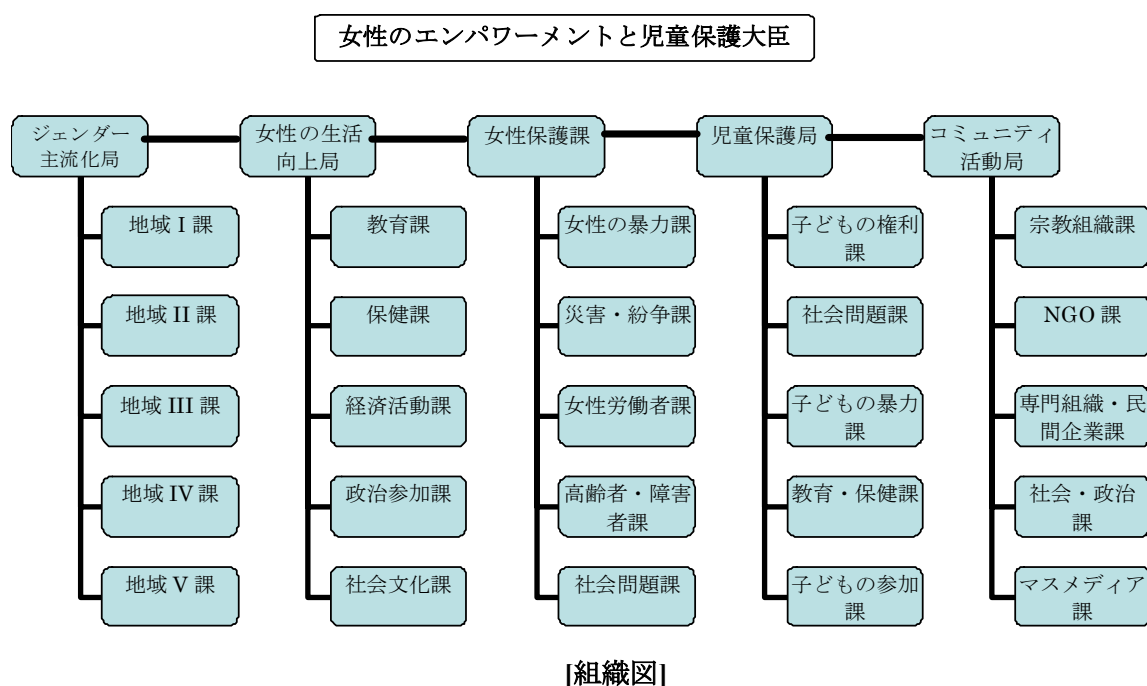
名称	女性のエンパワーメントと児童保護省（SMWC）
職員数	300 名以上
予算	N/A
達成目標	● 女性の生活の質が改善する ● 暴力からの保護を通して女性の人権を守る ● 子どもの生活の質が改善する ● あらゆる種類の暴力（虐待、人身取引、売春）から子どもを保護する ● 関係機関の能力強化やネットワーク構築 ● コミュニティの参加による女性のエンパワーメントと児童保護の実施
役割	政策の策定、地方行政の能力強化、他省庁へのジェンダー主流化に関する技術指導等

SMWC 規約（Number P.01/Meneg.PP/V/2005）「SMWC の組織と管理」により、SMWC は、①事務局（秘書課）、②ジェンダー主流化局、③女性の生活向上局、④女性保護局、⑤児童保護局、

¹⁵ 設立当初は副大臣を長とする組織であったが、1983 年に大臣管轄の省へ繰り上げされた。

⑥コミュニティ組織エンパワーメント局の6つで組織されている¹⁶。これらの局は、担当分野の政策策定と実施の調整、関係機関とのネットワーク構築、モニタリング・評価を実施している。担当事項は以下の通りである。

- ① 事務局（秘書課）：SMWC の業務調整や運営支援を行なう。
- ② ジェンダー主流化局：政治経済、立法、司法、福祉、社会文化、地方行政分野でのジェンダー主流化を担当。課の分類は地域別となっている。また、ジェンダー主流化についての分析、モニタリング・評価、報告を行う。
- ③ 女性の生活向上局：教育課、保健医療課、経済活動課、政治参加課、社会文化課に分かれる。
- ④ 女性保護局：女性に対する暴力課、災害・紛争課、女性労働者課、高齢者・障害者課、社会問題課に分かれる。
- ⑤ 児童保護局：子どもの権利課、子どもの社会問題課、教育と保健課、市民権と子どもの参加課に分かれる。
- ⑥ コミュニティ組織エンパワーメント局：宗教関連組織課、NGO 課、専門機関・民間機関課、政府機関課、国際機関・マスメディア課に分かれる。



[SMWC による主要取り組み事項]

SMWC は「女性の生活向上開発政策 2010–2014」を策定し、教育、保健、経済、政治、社会文化の5つを優先課題としている。それぞれの目標と主な活動や戦略は以下の通り。

¹⁶ SMWC ホームページ：
<http://www.indonesia.go.id/en/ministries/ministers/state-minister-for-woment-empowerment/1647-profile/274-kementerian-pemberdayaan-perempuan-dan-perlindungan-anak>

優先課題	最終目標	活動や戦略
教育	女性が教育を受ける期間をより長くする	● 家族やコミュニティに対するアドボカシー活動 ● 識字教育の普及 ● 科学技術分野への女性の参加拡大 ● 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（Convention on the Elimination of Discrimination against Women : CEDAW）のモニタリング
保健	女性のリプロダクティブ・ライツが実現する	● 妊産婦死亡率と乳幼児死亡率の低下 ● 授乳の増加 ● 薬物や HIV/AIDS 拡大の防止 ● 女性特有の病気の防止
経済	女性の経済的生産力を増加させる	● 貧困家庭への保健医療支援 ● 資本や技術へのアクセス拡大 ● 雇用の拡大と貧困層の収入増加
政治参加	政治、立法、司法に対する女性の意識が向上し、参加が増える	● 女性の公共機関や法的機関への参加 ● 法整備の改善 ● 執行部への女性の配属 ● 司法機関への女性の配属
社会文化	ジェンダーに関する考え方や価値観を変える	● 社会文化のマッピングを作成 ● 社会意識や考え方の変容 ● 関係省庁や女性グループのネットワーク強化 ● 女性グループ、NGO、マスメディアのネットワーク構築

[他省庁によるジェンダー関連の主要取り組み事項]

省庁名	主な取り組み
財務省	ジェンダー予算に関する法令の発行やジェンダー予算計画の実施。
保健省	母子保健に関連したプログラムや政策（安全な妊娠プログラム等）、思春期層に向けたリプロダクティブ・ヘルス活動。ジェンダー予算の計画。
教育省	非識字者撲滅のための識字教育の実施、地域レベルでのジェンダー主流化、ジェンダー予算の計画。
農業省	女性を含むコミュニティ・エンパワーメントプログラムの実施（食料調達に関する性別データの収集、女性向けの農業機具の開発や提供等）。ジェンダー予算の計画。
公共事業省	環境整備（下水処理や飲料水）を通じた女性のエンパワーメント支援の実施。

協同組合・中小企業省	女性による協同組合や中小企業に対する支援プログラムの実施。
国家防災管理庁	国家防災管理活動計画のジェンダー主流化。
BAPPENAS	国家開発計画のジェンダー主流化。ジェンダー予算の計画。

3. 主要セクターにおける女性の現状

3-1 教育分野

教育分野の概況

- 1) 国家教育省は 2008 年に法令 (Decree No.84/2008) 「国家・県・郡レベルにおける教育分野でのジェンダー主流化ガイドライン」を公布し、その中にジェンダー主流化実施ガイドラインが含まれている。これは国家レベル、地方レベルにおけるジェンダー主流化に関する関係者の能力強化を目指している。また、ジェンダー予算実施の試験機関にもなっており、2011 年予算への計画に向けた準備が進められている。
- 2) 初等教育の純就学率は男女共に 9 割以上であり、男女の差はあまり見られない。しかし、地域別に見ると男女の就学率には違いがあり、特に中等教育と高等教育で顕著である。地域によっては中等教育への就学率は女子が男子を上回っていることもある。
- 3) 非識字率は年々減少しているものの、女性の識字率は 89.68% で男性の識字率 95.6% より低い (2008 年)。政府は非識字率ゼロを目指しており、特に非識字率が高い地域において、非識字撲滅の活動を実施している。
- 4) 職業訓練校では、女性の専攻は家庭的で補佐的な職種 (会計等) が多いのに対し、男性は技術系や工業系の職種を専攻する傾向がみられる。
- 5) 国家ノン・フォーマル教育・インフォーマル教育プログラムでは幼児教育、識字教育、起業支援教育、女性のエンパワーメント教育の向上等が優先課題とされている。

[政策]

「国家教育システム法」¹⁷が 2003 年に施行され、教育の土台として、パンカシーラとインドネシア憲法が重視されている。教育は学習者が成長することに必要なものであり、4 つの道德と価値観：①宗教と慈愛、②国家統一、③民主主義、④社会正義、を持ってすべきものと規定されている。また、7 歳から 15 歳までは基礎教育を受けることが義務づけられ、初等教育、中等教育、高等教育、ノン・フォーマル教育に分けられている。

2010 年 1 月、「国家教育戦略計画 2010-2014」¹⁸が策定された。この戦略計画は 2005 年に策定された「長期国家教育開発計画 2005-2025」の第 2 段階とされており、教育サービスの強化に焦点が当てられている¹⁹。教育サービスとは、全ての地域で、全ての社会層が利用でき、社会のニーズにあった質を持ち、全てのインドネシア人に平等であると定義されている。「国家教育戦略計画 2010-2014」では、①幼児教育、②義務教育、③高等教育、④生涯教育、⑤教育行政のシステムの質の向上が戦略目標として掲げられている。

¹⁷ Ministry of National Education Website, <http://www.kemdiknas.go.id/kemdikbud/node/1828>

¹⁸ Ministry of National Education Website, http://planipolis.iiep.unesco.org/upload/Indonesia/Indonesia_Education_Strategic_plan_2010-2014.pdf

¹⁹ 第 1 段階 (2005-2009) は学校数の拡大、第 3 段階 (2015-2020) は地域競争力の強化、第 4 段階 (2021-2025) は国際競争の強化、とされている。

[ジェンダーに配慮した教育開発計画]

国家教育省はジェンダー主流化のため、ガイドラインの規定や政策への反映を行なっている。例えば、国家教育省法令（Decree 84/2008）「国家・県・郡レベルにおける教育分野でのジェンダー主流化ガイドライン」の策定、上述した「国家教育戦略計画 2010–2014」の目標、活動、指標等にジェンダー視点を取り入れている。また、2002 年から 2009 年の間に、33 県と 7 郡を対象に、ジェンダー主流化の能力強化のため、「教育分野のジェンダー主流化プログラム」が実施された。この成果として、①対象地域にジェンダー主流化ワーキンググループが確立されたこと、②ジェンダー主流化に関するツール²⁰が開発されたことが挙げられている²¹。国家教育省はジェンダー予算実施のパイロット機関にもなっており、2009 年以降、ジェンダー予算計画に向けた準備が進められている。

[初等教育、中等教育、高等教育]

インドネシア国の初等教育は 7 歳から始まり、6 年間である。統計局の資料²²によれば、初等教育の純就学率は全体で 94.37%、男子 94.49%、女子 94.24%（2009 年）となっており、男女差はほとんどない。また、都心部と農村部の差も少なく（94.4%と 94.3%）、男女ともに 94%以上が初等教育に進学している。しかし、2008 年と比較すると、農村部の純就学率は、わずかであるが減少しており（2008 年は 94.7%）、男子の純就学率の低下が影響している。地域差も残っており、パプア県以外では 90%以上の純就学率だが、国全体の平均に達していない県が 17 県ある²³。

中等教育は 2 段階（前期と後期）に分けられ、各 3 年間ずつに分かれている。前期中等教育の純就学率は全体で 67%、男子 66.7%、女子 68.1%（2009 年）で、女子が男子を上回っている。特に、農村部の男子の割合は低く（64.6%）、都心部の男子と 5%の差がある（都心部の男子は 69.3%）。後期中等教育の純就学率は全体で 45.1%、男子 45.9%、女子 44.2%で、男子が女子を上回っている。後期中等教育の場合、都心部と農村部の格差が拡大し（都市部 52.8%、農村部 37.6%）、最も純就学率が低いグループは農村部男子（37.5%）である。

10 歳以上でフォーマル教育を受けたことのない女子は 13.5%、男子は 5.97%である。CEDAW のレポート（2010 年）によれば、農村部では早婚や農作業のために退学する女子が多いこと、地域を問わず、妊娠した場合は退学になるケースもあることが課題とされている。

上記の国家戦略や「国家中期開発計画 2011–2024」でも、初等教育と中等教育の純就学率の増加は明記され、特に地域差とジェンダー差の縮小は目標とされている。また、学校でのリプロダクティブ・ヘルス教育の必要性も問われており、思春期のリプロダクティブ・ヘルスに関する国

²⁰ 例えば、計画やジェンダー予算計画、ジェンダー局の設立に関する文書、大学や市民団体とのパートナーシップ構築、ポジションペーパーの作成など。

²¹ Republic of Indonesia (2010) Combined Sixth and Seventh Periodic Reports: The Implementation of the convention on the elimination of all forms of discrimination against women in Indonesia 2004-2009

²² BPS Statistic Indonesia (2009), Welfare Indicators 2009

²³ パプア県の初等教育の純就学率は 76%。

家政策を策定中である²⁴。

国連教育科学文化機関（United Nations Educational Scientific and Cultural Organizations: UNESCO）のレポート（2010 年）によれば、2008 年、高等教育への就学率は全体で 21%、男子 22%、女性 20%となっており、男子の方が若干多い²⁵。専攻科目は、女性は社会科学系、男性は科学技術系を専攻する者が多い。

[識字教育]

インドネシア統計局によれば、15 歳以上の識字率は 92.58%である（2009 年）。若年層（15 歳－24 歳）の識字率は都市、農村部ともに 98%を超えている。しかし、ジェンダー格差や地域格差は依然として残っており、15 歳以上の男性の識字率は 95.65%であるのに対し、女性は 89.68%と 9 割に達していない。特に、農村部での男女差は大きく、男性識字率 93.46%、女性識字率 85.62%となっている。

国家教育省は 2006 年に「9 年間義務教育達成と非識字撲滅のための国家運動（以下、非識字率撲滅運動）」実施ガイドラインを策定した。また、人民福祉省も非識字率撲滅の国家運動運営チームを設立する法令（Decree No. 22/KEP/MENKO/KERSA/IX/2006）を公布し、2015 年までに識字率 95%を目指している²⁶。特に、非識字率が高い地域 11 カ所²⁷を優先地域と位置づけ、最も高い地域から 1 カ所ずつ識字対策支援を実施している。

[職業訓練・技術教育]

インドネシア政府は職業訓練学校もフォーマル教育と位置づけ、前期中等教育修了者向けに開校している。職業訓練学校の専攻科目には、ジェンダー・ステレオタイプがみられ、男性は自動車技術や建設関連の科目を専攻し、女性は家電、料理、ファッションデザイン等の科目を専攻する傾向にある。労働力・労働移動省のデータによれば、15 歳以上の就労者で自動車技術、建設、機械工の技術を持った男性は女性より圧倒的に多い²⁸。一方、女性は家電、農業等の技術を持っていることが多い。CEDAW のレポート（2010 年）では、ジェンダー・ステレオタイプにとらわれず、自分の学びたい専攻や科目が選択できるような働きかけが必要だとしている²⁹。

²⁴ UNFPA 職員談

²⁵ UNESCO Institute for Statistics (2010), Global Education Digest 2010: Comparing Education Statistic Across the World. Special Focus on Gender.

²⁶ Republic of Indonesia (2010), Ibid.

²⁷ 東ジャワ、中央ジャワ、西ジャワ、南スラウェシ、バンテン、西ヌサテンガラ、東ヌサテンガラ、ランブン、バリ、パプアの 11 カ所。

²⁸ 労働力・労働移動労働移動省のホームページによれば、自動車技術は 296,248 人（男性）、4,317 人（女性）。建設関連は 39,323 人（男性）、5,977 人（女性）。機械工は 196,546 人（男性）、7,780 人（女性）。

²⁹ Republic of Indonesia (2010), Ibid.

[ノン・フォーマル教育]

教育システム法 24 条によると、ノン・フォーマル教育にはライフスキル、幼児教育、若者への教育、女性のエンパワーメントに関する教育、識字教育等が含まれる。「国家教育戦略計画 2010-2014」の戦略目標のひとつとして、ノン・フォーマル教育が挙げられており、その指標のひとつとして、ジェンダー主流化をされた地域が 50%以上になることが明記されている。ノン・フォーマル教育プログラム（2010-2014）は 6 つ（幼児教育、平等教育、識字教育、ライフスキル教育、読書教育、ジェンダー主流化）を優先課題としている³⁰。ジェンダー主流化の主な活動は①データ収集、②ジェンダー視点を持った教育モデルの開発、③県・郡レベルでのジェンダー主流化、④ジェンダー教育の実施、⑤ジェンダー平等の評価、である。

³⁰ 国家教育省ホームページ：<http://www.kemdiknas.go.id/kemdikbud/>

3-2 保健医療分野

保健医療分野の概況

- 1) 戦略計画には国家レベル、地方レベルでのジェンダー主流化を明記している。保健省職員によるジェンダー主流化トレーニングのワーキンググループがあり、地方職員への研修を実施している。また、ジェンダー予算実施の試験機関であることから、2011 年予算計画に向けた準備が行なわれている。
- 2) ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）の 1 つである妊産婦死亡率は年々減少しているものの、依然として高く、2015 年までに目標値を達成するために、さらなる努力が必要だと認識されている。医療従事者による出産介助率は 63.5%（2000 年）から 77%（2009 年）と増加している。しかし、医療従事者による出産介助率そして病院での出産数は、地域（都市部と農村部）により、大きな差がある。
- 3) 子どもの栄養状態は良好とは言えず、5 歳未満の栄養失調率は 18.4%である。女兒よりも男児の方が栄養状態は悪い。
- 4) 家族計画サービスへのアクセスは既婚者に限られており、未婚者や思春期層のニーズに応えられていない。また、避妊率も約 61%と低い。主な避妊方法は注射と低容量ピルで、コンドームの使用率は低い。
- 5) インドネシア国には約 19 万人の HIV 感染者がいると予想されており（2009 年）、半数以上は異性間性交渉により感染したとされている。感染者の半数以上は 20 歳-29 歳の若年層であり、その原因として、コンドームの使用率の低さが挙げられている。エイズ戦略 2007-2010 では予防や検査の啓蒙活動や治療サービスの拡大を目指している。

[政策]

1992 年に施行された保健法 No23（Health Law No23）では、全ての人が健康に生活するための認識、意欲そして能力を向上させることを目標としている。また、機関の責任や権限の地方分権化も強調され、地方レベルでの活動が欠かせないとされている。

1999 年、健康的なインドネシア国に向けての健康開発計画（Health Development Plan towards health Indonesia 2010）が発表された。また、戦略計画 2010-2014 が公布され、コミュニティのエンパワーメントによる健康状態の改善を使命とし、①国民の健康状態の改善、②感染症による疫病率の減少、③非感染症対策プログラムの実施、④保健分野の財政増加、⑤遠隔地への保健医療人材の拡大などの目標が挙げられている³¹。この戦略計画には国家レベル、地方レベルでのジェンダー主流化が明記されており、保健省職員 10 名ほどによるワーキンググループが結成され、地方への研修を実施している。また、2009 年以降、ジェンダー予算実施のパイロット機関であることから、ジェンダー予算計画に向けた準備が進められている。

³¹ 国際保健機関（World Health Organization: WHO）（2007）、国別協力戦略レポート 2007-2011、WHOインドネシアホームページ：<http://www.searo.who.int/indonesia/en/>

[保健医療]

インドネシア国の平均余命は男性 68.8 歳、女性 72.7 歳である（2009 年）³²。また、5 歳児未満の死亡率や妊産婦死亡率は減少傾向にある。感染症は依然としてインドネシア国の主要疾患であり、毎日およそ 250 人が結核で死亡している³³。結核は男性（59%）の方が女性（40.9%）よりもかかりやすいというデータがある³⁴。また、マラリアやデング熱等も毎年発生している³⁵。

生活環境の変化から非感染症も増加しており、乳がんに対する懸念もされている。乳がんは女性のがん患者の中で 21%を占めており、子宮がん（17%）よりも多い。この対策として、SMWC 大臣は、乳がんは女性への脅威であることを言及し、農村部の女性に対するマンモグラフィー検査を提供する意向を発表した³⁶。

[栄養]

5 歳児未満の栄養失調率は減少しており、2007 年時点での栄養失調率は 18.4%である³⁷。BAPPENAS のレポート（2010 年）によれば、女兒よりも男児の方が栄養状態は悪い³⁸。同レポートでは 15 歳から 49 歳の女性の 13.6%が慢性的なタンパク質不足であることも報告している。

政府は「食料と栄養活動計画 2006-2010」を実施し、コミュニティを基盤とした栄養意識の普及や生活改善に関する教育を行なっている³⁹。また、将来的な戦略として、母親による授乳が推進され、妊産婦に対する微量栄養素（鉄分やビタミン A）の供給を行うことが必要であると BAPPENAS のレポートで提案されている。

[家族計画]

合計特殊出生率は 1980 年以降減少しており、1991 年は 3.0、2009 年は 2.2 であった⁴⁰。BAPPENAS のレポート（2010 年）によれば、避妊実行率はまだ低く、57%が近代的な方法を用い、61.4%がなんらかの方法で行っている。これは地域差が大きく、避妊実行率が高い県で 70%（ベングル県）、最も低い県で 34.1%（マルク県）となっている。主な方法は注射避妊法（32%）とピル（13%）であり、男性用コンドームの使用による避妊は 1.3%である。妊娠・出産を中断、もしくははやめたいが避妊をしていないカップルは 9.1%（2007 年）で、2002 年（8.6%）よりもわずかではあるが

³² BPS-Statistic Indonesia (2010), Welfare Indicators 2009

³³ WHO (2010), Country Cooperation Strategy at glance Indonesia

³⁴ Republic of Indonesia (2010) Combined Sixth and Seventh Periodic Reports: The Implementation of the convention on the elimination of all forms of discrimination against women in Indonesia 2004-2009

³⁵ WHO (2010), Ibid.

³⁶ インドネシアの新聞 The Jakarta Post (2010 年 11 月 10 日) より。

<http://www.thejakartapost.com/news/2010/11/10/breast-cancer-real-threat-ri%E2%80%99s-women-minister.html>

³⁷ BAPPENAS (2010), A Roadmap to accelerate achievement of MDGs in Indonesia.

³⁸ 例えば、低体重の男児は 19.1%、女兒は 17.7%である。

³⁹ BAPPENAS (2010), Ibid.

⁴⁰ BAPPENAS (2010), Ibid.

増加している。これは避妊方法の副作用や不便さが原因であるとされ、家族計画サービスの質の低さが反映されている⁴¹。

15 歳から 19 歳の少女の妊娠は減少傾向にあり、67 対 1000（1991 年）から 35 対 1000（2007 年）と減少している⁴²。しかし、地域差が大きく、少女の妊娠が最も多い県では 92 対 1000（マルク県）、最も少ない県は 7 対 1000（ジャカルタ首都特別州）である。また、平均以上の数値が見られる県は 16 県となっている。少女の妊娠の原因はリプロダクティブ・ヘルス・サービスへのアクセス不足と情報不足であり、CEDAW のレポート（2010 年）によれば、10 代の若者の 50%ほどは月経や妊娠の仕組み、生殖器の機能について理解していないという⁴³。

インドネシア政府は人口抑制のため、家族計画を国家開発計画の優先課題としている。そのなかで、避妊をしたくても実行できていないカップルの割合を 2014 年までに 5%まで引き下げること、避妊実行率を 65%まで引き上げること、少女の妊娠を 35 から 30 対 1000 まで減少させること、避妊の地域格差を減らすことなどを目標としている⁴⁴。

[HIV/AIDS]

BAPPENAS のレポート（2010 年）によれば、インドネシア国における HIV 感染率は増加傾向にある。193,000 人が HIV に感染していると予想され、エイズ発症件数は 19,973 件（2009 年）と 2006 年の件数 8,194 件よりも 2 倍以上に増加している。インドネシア国全体で成人の 0.22%が、パプア県では成人の 2.4%が感染している。また、感染者の半数近く（48.7%）が 20 歳－29 歳の若者である。主な感染経路は異性間性交渉（50.3%）とドラッグ使用（39.3%）で、母子感染は 2.6%である。BAPPENAS のレポート（2010 年）によると、妊婦全体の 0.1%しか HIV 検査を実施していないが、検査した妊婦の 25%が HIV に感染していたという（2008 年）。

HIV/AIDS について認識している、あるいは正しい知識を持っている若年層（15-24 歳）は既婚男性で 14.7%、既婚女性で 9.5%と低い⁴⁵。未婚者の場合はさらに少なくなり、男性で 1.4%、女性で 2.6%となっている。また、コンドーム使用率は未婚女性（15-24 歳）が 10%、未婚男性は 18%と低い。

国家エイズ委員会が実施機関となり、「HIV/AIDS プログラム 2007-2010」を策定した。優先課題は①性感染症と HIV/AIDS の予防、②HIV 感染者に対する治療や支援の提供、③HIV やその他性感染症の感染の対策、④調査研究の実施等である。また、2010 年には「HIV/AIDS に特化した公正な開発プログラム」を発行し、カウンセリングや HIV 検査の増加、治療の拡大、コンドーム使用の啓発活動等に焦点をあてている。

⁴¹ BAPPENAS (2010), Ibid.

⁴² BAPPENAS (2010), Ibid.

⁴³ Republic of Indonesia (2010), Ibid.

⁴⁴ BAPPENAS (2010), Ibid.

⁴⁵ BAPPENAS (2010), Ibid.

[妊産婦死亡率]

BAPPENAS のレポート（2010 年）によれば、妊産婦死亡率は 390 対 10 万（1991 年）から 228 対 10 万（2007 年）と減少しているものの、2015 年までの目標値である 102 対 10 万を達成するにはさらなる努力が必要とされている。妊産婦死亡率の主な原因は産科合併症、出血、敗血症、子癇、危険な中絶等とされ、これらはどれも予防可能なものである。

医療従事者が出産に立ち会うケースは年々増加し、73%の出産は医療従事者が介助している（2009 年）⁴⁶。しかし、地域差が大きく、ジャカルタ首都特別州が 98.1%と最も高く、マルク県では 42.5%と最も低い。また、病院や診療所等の医療施設での出産も増加傾向にあるが、依然として半数以上が自宅出産である（2007 年）⁴⁷。医療施設での出産は、地域や妊婦の教育レベルによるギャップが大きく、農村部の 28.9%に対して、都心部では 70.3%、教育を受けていない妊婦の 28.2%、中等教育以上の妊婦の 81.4%が医療施設で出産している。

インドネシア政府は2010年、「インドネシア保健戦略：より安全な妊娠」を発表し⁴⁸、母親と乳児の適切な医療サービスへのアクセス向上に向けた取り組みを実施している。「国家中期開発計画2010-2014」の優先課題として、母子保健とリプロダクティブ・ヘルス・サービスの向上が挙げられ、医療従事者による出産介助や妊婦検診に関する目標が定められている。また、大統領指示書No.3/2010には、母子保健サービスの向上、農村部や妊産婦死亡率が高い地域への医療従事者の配置、家族計画サービスの拡大を優先課題とした活動計画が定められている⁴⁹。

⁴⁶ BAPPENAS (2010), Ibid

⁴⁷ 医療施設での出産は全体の 46.1%（2007 年）。

⁴⁸ この前身として The National 2001-2010 making pregnancy safer strategy を発表しており、3 つの主要活動（出産介助、困難な出産時の病院へのアクセス、望まない妊娠と中絶の予防）が挙げられている（WHO 国別策略レポート）。

⁴⁹ BAPPENAS (2010), Ibid.

3-3 農林水産業分野

農林水産業の概況

- 1) 2000 年に発行された大統領指示書「国家開発におけるジェンダー主流化」に伴い、農業開発戦略には女性のエンパワーメントが重要戦略の 1 つとして記載されている。その具体的な活動は農業分野での女性の役割分析、女性の負担軽減（新しい農機具の開発やマイクロクレジットへのアクセス等）、女性に対する訓練の開発と実施である。
- 2) 婚姻法（1974 年）によれば、夫婦連名の土地所有を認めているが、実際にその数は少ないと言われている。その理由として、夫婦への法律の情報提供が十分に行なわれていないことが挙げられている。
- 3) 農業に従事している女性は多く、特に米生産において女性の割合は約 7 割と言われている。水産業に携わっている女性は主に漁師の妻かその家族で、男性は漁、女性は加工や販売に従事している。
- 4) 政府により、農林水産業の分野で女性向けの技術訓練が実施されており、女性の普及員に対しては訓練に必要な物資の提供等が行なわれている。

[農業政策とジェンダー配慮]

「国家中期農業政策フレームワーク 2010–2014」によれば、インドネシア国の主な産業は工業とサービス業（GDP の 85%）で多くを占めているが、残りの 14–15%は農林水産業が占めている。また、農林水産業の半数ほど（49.4%）が食糧農作物生産であり、水産業は 16.1%、林業は 6.1%を占める（2007 年）⁵⁰。

2005 年、大統領は「農林水産業の復興」に関する法令を発行し、国家開発計画の政策優先課題として位置づけている。「国家中期農業政策フレームワーク 2010–2014」⁵¹では、最終戦略として国内経済、国際経済における農業競争の復活が掲げられている⁵²。また、中心戦略は①食糧保障、生産者利益、消費者保護と栄養、②気候変動に対応した持続可能な農業開発、③適正で環境保護に沿った雇用の促進、④災害対策の 4 つとされている。

農業世帯は 2550 万世帯ほどで（2003 年）、この 20%は女性が世帯主とされており、農業開発において女性は重要な役割を担っている。また、2000 年には「国家開発におけるジェンダー主流化」に関する大統領指示書が発令され、農業政策にジェンダー視点が導入された。農業開発戦略には土台戦略として「ガバナンス、農村開発そして女性とコミュニティのエンパワーメント」が掲げられている。これは女性に対する資源、訓練、適切な道具や器具などの供給を通し、生産者としての女性の貢献を増やすものである。また、2009 年以降、同省はジェンダー予算実施のパイロッ

⁵⁰ National Development Planning Agency: BAPPENAS, Ministry of Agriculture, Ministry of Forest, Ministry of Marine Affairs and Fisheries (2009), National Medium-Term Priority Framework 2010-2014 for Indonesia's External Assistance in Agriculture Sector (incl. Forestry & Fisheries).

⁵¹ 農業とされているが、水産業と林業も含む。

⁵² 最終戦略（Priority ULTIMATE Strategy）、中心戦略（Priority CORE Strategy）、土台戦略（Priority SUPPORT Strategy）の 3 つ。

ト機関であることから、ジェンダー予算計画に向けた準備が進められている。

[農地所有権]

婚姻法（Law No.35/1974）35 条では、婚姻中に購入した土地や夫婦財産の共同所有に関して定義されている。しかし、夫婦連名で土地を登録していることは少なく、ほとんどは夫の名義で登録されている⁵³。ADB のレポート（2006 年）には、多くの夫婦が共同名義で土地の登録をしない理由として、夫婦への法律の情報提供が十分に行なわれていないことが挙げられている⁵⁴。

[農村部におけるジェンダーの状況]

BAPPENAS のレポート（2010 年）によれば、インドネシア政府は一日 1.5US ドルで暮らしている人々を貧困層と位置づけており、2010 年は人口の 13%が貧困層となっている⁵⁵。地域格差は大きく、貧困層が平均値（13%）以上を占めている県は 16 県あり、最も貧困層が多い地域はパプア県（36%）である。都市部（9%）よりも農村部（16%）に貧困層が多く、その大半（63%）は農業に従事している⁵⁶。

農村部では、農業に従事している女性が多く、特に米生産者の 75%が女性であると言われている。農村部に住む女性は都心部に住む女性と比較すると、生活水準（安全な水や電気へのアクセス等）が低く、教育へのアクセス、保健医療サービスへのアクセス、経済活動、意思決定機関への参加が少ない。

公共事業省は、農村部の女性のエンパワーメントを促す支援プログラムを、環境設備（下水処理）の開発と管理、環境の改善、飲料水の提供等を通して実施している⁵⁷。これらは 2015 年まで実施予定の「国家コミュニティ・エンパワーメントプログラム（PNPM Marindi）」の一貫として位置づけられている。

[女性のための普及／啓発活動・訓練]

普及活動は農村共同組合や農民グループが窓口となっており、これらの組織メンバーのほとんどは世帯主とされているため、女性が作業を担っている場合でも、女性に対する農業技術の普及は行なわれていない。農村における女性への普及活動は、栄養、家族計画等に限られているのが現状である。また、女性の普及員に対しては訓練に必要な物資の提供等が行なわれている。

⁵³ 例えば、ジャワ島では夫の名義での登録は 75%程度、妻の名義では 22%程度、共同名義が 3%程度（2002 年）である。

⁵⁴ ADB (2006), Indonesia Country Gender Assessment

⁵⁵ BAPPENAS (2010) A Roadmap to accelerate achievement of MDGs in Indonesia.

⁵⁶ BAPPENAS (2010), Ibid

⁵⁷ Republic of Indonesia (2010) Combined Sixth and Seventh Periodic Reports: The Implementation of the convention on the elimination of all forms of discrimination against women in Indonesia 2004-2009

[林業・水産業]

林業と水産業は農業分野の 6.1%、16.1%（2007 年）を占めている⁵⁸。水産業に携わっている女性は主に漁師の妻かその家族で、男性は漁、女性は加工や販売に従事している。水産海洋省により、海藻養殖の研修が女性のエンパワーメントの一貫として実施された。また、「国家農業戦略計画 2010–2014」では、特に若者や女性の水産業者を対象とした中小企業や協同組合支援、起業や水産業技術に関する訓練の提供が明記されている。

森林資源の活用は、伝統的使用者、ゴム業者、商業農家などが関わっている。国連食糧農業機関（Food and Agriculture Organization: FAO）によれば、このような業者が増加したことで、森林から生活必需品（食物、水、薪）を収集していた女性が、これらを入手できなくなっているとされている⁵⁹。政府は女性グループを対象に、森林保護区付近に居住する女性に向けた研修を実施し、レモングラス等の栽培や活用等の環境資源を利用した収入向上の方法を指導している⁶⁰。

⁵⁸ BAPPENAS, Ministry of Agriculture, Ministry of Forest, Ministry of Marine Affairs and Fisheries (2009), Ibid.

⁵⁹ FAO, Fact Sheet Indonesia: Women in Agriculture, Environment and Rural Production

⁶⁰ Republic of Indonesia (2010), Ibid.

3-4 経済活動分野

経済活動分野の概況

- 1) 女性の賃金雇用は徐々に増えており、賃金レベルも上がってきているが、未だ男性の賃金との差があり、女性の平均賃金は男性の 78%である。また、女性の失業率は男性のそれより高く、求人の割合も男性向けのものが多い。
- 2) 雇用機会が限られていること、また、フレキシブルな働き方ができること等から、多くの女性がインフォーマル・セクターに従事している。特に、家内労働に従事している女性が多く、低賃金や暴力等の問題に直面している。この対策として、現在、家内労働法の草稿準備が進められている。
- 3) SMWC は「女性経済活動推進フォーラム」を設置し、女性の起業支援やマイクロファイナンスの促進に取り組んでいる。また、民間の銀行や中央銀行も経済活動分野での女性の役割に注目し始め、女性に対する起業支援を実施している。
- 4) 海外への労働移動者のほとんどが女性であり、主な出稼ぎ先はマレーシア、シンガポール、台湾、サウジアラビア等である。従事している仕事は生産工場や家内労働と言われている。政府は積極的に労働移動者に対する法整備を行っているが、労働者は、その移動の各段階で搾取や人権侵害を受けることが多い。

[雇用機会・雇用労働]

産業別 GDP の割合は工業とサービスが 85%、農業（水産業と林業を含む）が 15%前後であるが⁶¹、国家の労働人口の約 40%は農業に従事している⁶²。また、労働人口の 80%は中小企業に属していると言われている⁶³。2009 年の労働力率は 67%（都市部 64.5%、農村部 69.3%）であった⁶⁴。女性の労働参加は依然として男性よりも低く（2009 年の参加率は男性 83.6%、女性は 50.9%）、失業率は 8.47%と男性の失業率（7.5%）よりも高い（2009 年）。女性の労働参加が低い理由として、多くの女性は専業主婦を選択していること⁶⁵や求人数の多くが男性向けであることが挙げられ⁶⁶、自営業や家内業に従事している 67%は女性とされている。女性の無償労働者の数は男性よりも圧倒的に多く、女性の全労働者の 33%が無給労働者として働いている（下記の表参照）。

農業以外での女性賃金労働者は増加傾向にあり、2004 年は 29%、2009 年は 33%であった。しかし、女性の労働人口が増えている一方（2004 年 780 万人、2009 年は 1050 万人）、農業分野以外

⁶¹ BAPPENAS, Ministry of Agriculture, Ministry of Forest, Ministry of Marine Affairs and Fisheries (2009), National Medium-Term Priority Framework 2010-2014 for Indonesia's External Assistance in Agriculture Sector (incl. Forestry & Fisheries).

⁶² BAPPENAS (2010), A Roadmap to accelerate achievement of MDGs in Indonesia.

⁶³ BAPPENAS (2010), Ibid.

⁶⁴ BPS-Statistic Indonesia, Welfare indicators 2009

⁶⁵ BAPPENAS のレポート（2010）によれば、2009 年 8 月時点でおおよそ 3000 万人が専業主婦だと言われている。

⁶⁶ CEDAW のレポート（2010）によれば、求人の 88.6%が男性向け、69.3%が女性向けである。

での労働人口の増加は 40 万人程度である（2004 年 50 万人、2009 年 90 万人）⁶⁷。女性が主に従事している産業は農業（45%）とサービス業（41%）である⁶⁸。

女性の賃金は近年増加しており、事務職員の平均給与は 677,000 インドネシア・ルピア⁶⁹（2004 年）から 1,098,000 インドネシア・ルピア（2009 年）であった。しかし、男性との賃金差は顕著であり、女性の平均賃金は男性の賃金の 78%にとどまっている。また、男女の賃金格差は地域によって様々で、女性の賃金が男性の賃金の 58%の地域（ヌサタンガラ県）もあれば、女性の賃金が男性よりも上回っている地域（スラウェシウタラ県）もある。

部門	雇用				全体	%
	男性	%	女性	%		
公共部門 (2008)	2,257,408	N/A	1,825,952	N/A	4,083,360	N/A
民間部門	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
自営業	13,105,087	19%	7,351,648	17%	20,456,735	19%
無償労働者	5,754,062	8%	13,922,330	33%	19,676,392	18%
計 ⁷⁰	65,969,742	100%	41,435,830	100%	107,405,572	100%

出典: Statistical Year Book of Indonesia 2009（公共部門データのみ）

労働力・労働移動省ホームページ（2010 年 2 月データ）⁷¹

[女性労働者に対する支援制度]

2003 年に施行された労働法（Labor Act No.13/2003）では、①生理休暇（月 2 日まで）、②出産休暇（前後に 1.5 ヶ月ずつ）、③流産の場合に 1.5 ヶ月の休暇、④勤務時間中の授乳が規定されている⁷²。また、2008 年には SMWC、労働力・労働移動省そして保健省により、職場を含めたあらゆる施設に授乳施設を設置することを定めた共同規定（No. 48/Men.PP/XII/2008、No. Per 27/MEN/XII/2008、No. 117/Menkes/PB/2008）が施行された。

[インフォーマル・セクター]

インドネシアの全労働者の 60%がインフォーマル・セクターに従事していると言われ、男女別のデータでは男性の 59.3%、女性の 64.5%が従事している（2008 年）⁷³。多くの女性がインフォーマル・セクターに従事する理由としては、教育レベルの低さ、女性向けの求人の少なさ、またフレキシブルに働けることなどが挙げられている⁷⁴。

⁶⁷ BAPPENAS (2010), Ibid,

⁶⁸ UN (2010), The World's Women 2010

⁶⁹ 1 米ドル=9,025 インドネシアルピア（2011 年 1 月 9 日現在）

⁷⁰ 労働力・労働移動労働移動省ホームページによると 2010 年 2 月の就労人口（National Working Population）107,405,572 人（男性 65,969,742 人、女性 41,435,830 人）。

⁷¹ <http://pusdatinaker.balitfo.depnakertrans.go.id/?section=ak&period=2010-02-01#gotoPeriod>

⁷² 男性は出産立ち会いや流産の場合に休暇を取ることができる。

⁷³ ILO (2009), Labour and Social Trends in Indonesia 2009: Recovery and beyond through decent work.

⁷⁴ Republic of Indonesia (2010) Combined Sixth and Seventh Periodic Reports: The Implementation of the convention on the elimination of all forms of discrimination against women in Indonesia 2004-2009

国際労働機関（International Labour Organization: ILO）によれば、インドネシア国内に存在する家内労働者は260万人、250世帯で働いているとされている⁷⁵。また、約25%が15歳以下の子どもと言われている⁷⁶。家内労働者の立場は弱いため暴力を受けやすく、長い労働時間や低賃金（または無賃金）であることも多い。SMWC、労働力・労働移動省、また人民福祉省は家内労働者保護の法律を草稿中である⁷⁷。

[小規模企業化への支援]

BAPPENAS のレポート（2010年）によれば、中小企業の労働者は全体の80%と言われ、貧困層の多くが中小企業に勤めているとされている。また、インドネシア国全体の企業の98%は中小企業であり、これらはGDPの58%を占めている（2006年）。このため、中小企業への支援は地方開発や貧困削減のために重要であり、「国家中期開発計画 2011-2014」においても貧困層のエンパワメントに積極的な優遇措置がとられている。

女性を対象とした支援として、協同組合・中小企業省が PERKKASA プログラム⁷⁸を実施している。このプログラムは①女性の経済活動の強化、②中小企業に従事している女性の資本へのアクセス拡大、③女性の雇用拡大と貧困緩和、を目的としている⁷⁹。同プログラムは、2006年には200の協同組合を、2007年には250の協同組合の強化を行なった。また、SMWCは、Pekka（女性世帯主世帯）に協同組合基金を16県で提供し、経済的なエンパワメントを目指している。また、「女性の経済・生産力向上フォーラム」を設置し、女性による中小企業の資本へのアクセス提供や、グラミン銀行をモデルとしたマイクロファイナンスの支援を行なっている。民間の銀行や中央銀行も経済活動分野での女性の役割に注目し始め、女性に対する起業支援を実施している。

[労働移動]

毎年38,700人がインドネシア国から海外へ出稼ぎに出ており、その70%以上が女性であると言われている⁸⁰。2006年の統計によれば、行き先は主にシンガポール（600,000人）、マレーシア（250,000人）、サウジアラビア（600,000人）であり、従事している労働は、生産工場や家内労働が多いと言われている⁸¹。労働移動者は、出発前、移住先への移動過程、移住先、帰国後のあらゆる場面で搾取や暴力等に直面することが多い。また、家族が離れて暮らすことから離婚等の家庭問題が浮上している。

インドネシア政府は2004年、「全ての労働移動者及びその家族の権利の保護に関する国際条約」

⁷⁵ ILO Jakarta (2010), Special Edition on Domestic Workers: Recognizing domestic work as work.

⁷⁶ ILO Jakarta (2010), Ibid.

⁷⁷ Republic of Indonesia (2010), Ibid.

⁷⁸ インドネシア語で“Program Perempuan Keluarga Sehat Dan Sejahtera”

⁷⁹ Republic of Indonesia (2010), Ibid.

⁸⁰ UNIFEM, Legal Protection for Migrant Domestic Workers in Asia and Arab States

⁸¹ UNIFEM, Ibid.

に署名している。また、「海外労働移動者の職業斡旋と保護法」(Law No.39/2004)を施行し、国家海外労働移動者の職業斡旋と保護局を設置した⁸²。この法律では、労働者の年齢や学歴の制限⁸³、雇用契約書と同意書の署名の義務、斡旋業者の登録等が規定されている。帰国した労働者への支援として、大統領法令 106/2004 により、「マレーシアからの海外労働移動者とその家族の帰還調整チーム」が構成され、マレーシアから国外退去させられたインドネシア人労働者の対応を行なっている。社会問題省も海外労働移動者の暴力被害者特別支援局を設置し、心理的リハビリテーションの支援やコミュニティへの社会復帰の監督を行なっている。

インドネシア政府は国際社会との協調にも積極的で、2007 年に「海外労働移動者の人権の保護と促進に関する東南アジア諸国連合 (ASEAN) 宣言」に署名している。この宣言には、労働移動者の受け入れ国の義務、送り出し国の義務等が規定されており、ASEAN 各国の協調が謳われている。また、2009 年にはマレーシア政府と覚書を締結し、労働者のパスポート所有や給与・労働時間の基準が定められた。

CEDAW のレポート (2010 年) によれば、労働移動に際して起こる人権侵害として人身取引の問題が論じられ、2005 年 3 月から 2009 年 6 月までの間に確認された人身取引の被害者は 3,476 人で、その 90%が女性である。その行き先はマレーシア (75.6%)、サウジアラビア (1.81%)、シンガポール (0.8%)、日本 (0.7%) であった。被害者の多く (66.8%) は業者を通じて取引されているが、家族 (7.7%)、友人 (7.1%)、配偶者や恋人により取引された者もいる。従事していた仕事は家内労働 (56%)、ウェイトレス (13.5%)、工場勤務 (5.8%) 等である⁸⁴。

インドネシア政府は 2004 年に、「人身取引撲滅法 (Law No.21/2007 on Elimination of Human Trafficking)」を施行し、人身取引の予防や要因分析、対処方法、加害者に対する刑罰に関する規定を定めている。また、様々な省庁が人身取引対策に取り組んでおり、例えば、社会問題省は警察向けに人身取引対策に関する研修を実施している。また、SMWC は人身取引に関する情報を提供するホームページを立ち上げ、女性や子どもの暴力被害者に対するサービス基準に関する法令を発令している。

⁸² 2006 年大統領規定 (President Regulation No.81/2006) で改めて明言断言されている。また、より海外労働移動者の保護を促進するため、「国家立法プログラム 2010-2014」において、改訂すべき法律として挙げられている。

⁸³ 21 歳以上で、前期中等教育もしくはそれに準ずる学歴を要しなければならない。

⁸⁴ Republic of Indonesia (2010), Ibid.

3-5 環境・防災分野

環境・防災分野の概況

- 1) 2000 年に公布された大統領指示書を受けて、環境省はジェンダー主流化のプログラムを策定中である。また、2003 年に「女性と環境問題へのムーブメント」という冊子を発行している。この冊子の中で、環境保護における女性の役割やその重要性が紹介されている。
- 2) 女性が多く携わっている農業はとくに環境問題の影響を受けやすく、収入にも影響が大きい。また、家庭で使用する水の管理やゴミの処理等は女性の仕事であることが多いため、女性対象の環境教育が実施されている。
- 3) インドネシア国は近年、地震・津波・火山噴火等の自然災害に直面したため、これらの災害による被害を軽減するため、インドネシア国政府は「国家防災管理活動計画 2010-2012」を策定した。この国家活動計画にはジェンダー主流化が明記されており、災害管理への女性の参加、災害管理に関する情報提供、災害後のサービス提供、災害管理におけるジェンダーに配慮したデータ収集の実施を目指している。

[環境分野の概要]

インドネシア国は17,480の島々からなる島嶼国で、95,181kmの海岸と20,731kmの礁を有する⁸⁵。海の資源は特に海岸地域の人々の暮らしを豊かにするもので、その持続可能な利用が気候変動の軽減、食料保障、貧困削減に貢献できるとされている。気候変動による海面上昇は多くの島々への脅威となっており、降水量の増減は給水、農作物や農村部の人々の生計に影響する。また、蚊の生息地の拡大や衛生環境の悪化は、人々の公衆衛生への脅威ともなりうる。

また、インドネシア国はブラジルに続く生物多様性の国としても知られており、国土に熱帯雨林が広がっている。2008 年に行われた衛星画像の調査では国土の52.4%が森林地帯であり、1990 年（59%）よりも減少していることがわかった⁸⁶。これは2002 年以前に違法伐採や森林災害等が多く行なわれたことが原因とされており、2002 年から2005 年に荒廃した森林は、年間およそ100 万ヘクタールと推測されている。

[環境政策におけるジェンダー配慮]

林業省は2003 年から2007 年の間、「森林と土地復興のための国家ムーブメント」を実施し、200 万ヘクタール以上の植林を行なったため、2006 年以降、森林の荒廃は減速した。また、海域も政府による保護区が定められ（2009 年までに4.3%の領海地域を指定）、生態系や遺伝多様性の保護に努めている。

環境省では2000 年に発行された大統領指示書「国家開発におけるジェンダー主流化」を受け、環境分野におけるジェンダー主流化へ向けた動きがある。「環境省戦略計画 2010-2014」にはジェ

⁸⁵ BAPPENAS (2010), A Roadmap to Accelerate Achievement of MDGs in Indonesia.

⁸⁶ BAPPENAS (2010), Ibid.

ンダー主流化に関する記述はないものの、2003 年に「女性と環境問題へのムーブメント⁸⁷⁾」という冊子を作成し、環境問題と女性の関係性について紹介している。例えば、女性の多くが従事する家事労働（水汲み、食料調達、ゴミ処理、エネルギーの使用等）が環境保護に密接につながっていること、環境破壊による農業への影響などの記述がある。また、女性と男性は環境管理において同じ義務を持っていると明記されている。環境省では、ゴミの分別や 3 R（Recycle・Reduce・Re-use）に関する研修を女性に対しても実施している⁸⁸⁾。

[防災分野の概要]

防災管理法（Law No.24/2007）によると、災害の種類は 3 つ（自然災害、非自然災害、社会災害）に分類される。インドネシア国は過去 10 年間、多くの災害（台風、洪水、疫病、地震、火山噴火等）を経験している。過去 5 年間、特に被害が大きかった災害は以下の通りである⁸⁹⁾。

1. 2004 年 12 月スマトラ沖地震と津波：アチェ特別州とスマトラ島北部を直撃。死亡者数 165,708 人、被害総額 4450 万インドネシア・ルピア。
2. 2006 年 5 月ジャワ島中部地震と津波：ジョグジャカルタ特別州とジャワ島中部を直撃。死亡者数 5,667 人、被害総額 313 万インドネシア・ルピア。
3. 2006 年 7 月ジャワ島南方地震と津波：ジャワ島南方パンガンダランで発生。死亡者 658 人、被害総額約 96 万インドネシア・ルピア。
4. 2007 年 2 月：ジャカルタ特別州とその周辺地域で洪水が発生。浸水世帯数 145,774 世帯、被害総額約 96 万インドネシア・ルピア。

国家災害対策庁の災害リスク分析によれば、インドネシア国全体の 40%の市町村が地震、38%が洪水、34%が地滑りの危険性が高いと分類されている。

[防災政策におけるジェンダー配慮]

災害被害は年齢、性別、社会的地位によって異なってくる。UNDP によれば、災害による女性、男児、女児の死者は男性の 14 倍と言われている⁹⁰⁾。インドネシア国でも多くの被害を出したスマトラ沖地震及びインド洋津波では、国による差異があるものの、女性の死者は男性よりも 3~4 倍多かったとされている⁹¹⁾。この要因として、女性の防災に関する情報へのアクセス不足、老人や子どもの世話や手助けのために逃げ遅れることが挙げられている⁹²⁾。また、被災後に女性や子どもに対する暴力（例えば、性的暴行や人身取引）が増加する傾向にあることから、被災者支援方法にもジェンダーの視点の必要性が認識されている⁹³⁾。

⁸⁷⁾ 原題はインドネシア語で“Gerakan: Perempuan Peduli Lingkungan”

⁸⁸⁾ 環境省職員へのインタビューより

⁸⁹⁾ 国家防災管理庁 (2010), National Action Plan for Disaster Risk Reduction 2010-2012

⁹⁰⁾ UNDP (2010), Gender and Disasters

⁹¹⁾ JICA (2009), JICA 課題別指針「ジェンダーと開発」

⁹²⁾ JICA (2009), Ibid.

⁹³⁾ JICA (2009), Ibid.

インドネシア国では 2007 年、防災管理法（Law No.24/2007）が施行され、災害中の対応のみならず、災害前後の管理について規定された。また、2008 年には災害管理の実施に関する政府規約が 3 つ発令され⁹⁴、災害管理の実施、災害支援財政と管理、災害時における国際機関と国際 NGO の参加と役割に関する規定がなされた。

また、「国家防災管理活動計画 2010–2012」が策定され、日常的な防災管理、早期勧告、災害リスクの軽減、調査研究に関するプログラムが明記されている。この国家活動計画にはジェンダー主流化の必要性が明記されており、①防災管理への女性の参加を促進する、②復興支援を男女平等に行なう、③災害管理情報への女性のアクセス向上、④災害管理におけるジェンダーを配慮した調査研究、などが明記されている。また、SMWC と共同で、「災害下における女性の保護国家政策」を策定している。

⁹⁴ それぞれの名称は Government Regulation No.21/2008、Government Regulation No.22/2008、Government Regulation No.23/2008。

4. インドネシア国における開発援助事業の計画・実施・評価に際し留意すべきジェンダー課題及び配慮事項

(1) ジェンダーの多様性の認識

インドネシア国は、2000年に発令された大統領指示書「国家開発におけるジェンダー主流化」により、ジェンダー平等に関する啓発活動も実施されており、この考え方は徐々に浸透している。しかし、まだ地域の差は大きく、積極的にジェンダー主流化を目指す地域もあれば、西洋的価値観を嫌う地域、伝統的な家母長制を受け継ぐ地域が存在する。また、女性や女子に対する差別や偏見が多いが、逆に男性や男子が軽視されているところもあり（例えば、中等教育へのアクセス）、ジェンダーの多様性が見られる。

JICA のプロジェクトやプログラムは様々な地域を対象とし、時には複数の地域を対象としている案件も多い。このため、対象地域ごとにジェンダー分析を実施し、その地域のジェンダー情報（プロジェクト分野に関連する男女別のデータ、伝統的な風習や男女の役割）と行政によるジェンダー主流化に向けた動きを把握することは重要である。この場合、県庁や各市町村に設置されているジェンダー主流化ワーキンググループや GFP に協力や助言を求めることが望ましい。地域に特化した情報や直面しているジェンダー課題を把握し、その状況に即した活動、モニタリング、評価が必要である。

(2) 妊産婦死亡率、HIV/AIDS 等のリプロダクティブ・ヘルス

インドネシア国におけるリプロダクティブ・ヘルスは、妊産婦死亡率、HIV/AIDS、家族計画に改善が求められる。妊産婦死亡率は医療施設での出産や医療従事者の出産介助率の増加を通じた対策が取られている。増加傾向にある HIV の主な感染経路は異性間の性交渉であり、感染者の多くが 20 代の若年層である。また、近年は妊産婦の HIV 感染が増えているため、若年層に対するエイズ教育の普及や妊産婦への HIV 検査の提供を増やすことが課題である。家族計画サービスの充実、妊産婦死亡率の低下や HIV 感染の予防に欠かせない対策である。

JICA は技術協力プロジェクト、無償資金協力、草の根無償、ボランティア事業と様々なスキームでリプロダクティブ・ヘルスに関連する支援を行なっている。特に、母子手帳の普及や家族計画に関する技術協力プロジェクトや協力隊員（助産師）の派遣など、母子保健への支援は長年にわたり実施されている。リプロダクティブ・ヘルス分野における今後の支援として、HIV 検査を含めた母子保健サービスの拡大、家族計画の拡大（男性に対する普及、未婚者のアクセス拡大）、思春期層への性教育が考えられる。これらの課題の第一歩は住民に対する啓発活動であり、保健師や助産師などの保健医療隊員のみならず、村落開発普及員や HIV/AIDS 対策の協力隊員の派遣を通じた支援も可能であろう。また、初等教育や中等教育の就学率の高さを考慮すると、学校をベースにした性教育の実施が可能であり、学校保健の知見がある日本による支援は有効であると考えられる。

（３）国家開発計画におけるジェンダー主流化

インドネシア政府は 2000 年以降、国家開発におけるジェンダー主流化に取り組んでいる。とくに、2009 年以降、7 つの省庁においてジェンダー予算計画を実施しており、積極的な取り組みが行われており、ジェンダー予算計画は今後、強化される予定である。地方行政レベルでのジェンダー主流化も内務省規約により規定されており、地方開発計画や法律にジェンダー視点を取り込んでいる地域も存在する。

中央省庁と地方行政のジェンダー主流化の動向を把握することは、効果的な支援を実施する上でも重要である。このためには、各省庁が定めたジェンダーに関連した政策や目標、活動計画、ジェンダー予算計画や実施の進捗の情報を収集することが求められる。地方行政の情報として、各地域のジェンダー主流化に関する政策や法令の有無も把握することが必要である。この際には、各省庁や地方行政機関に配置されている GFP に協力、助言を求めることが望ましい。

（４）公共事業・環境・防災分野におけるジェンダー主流化

インドネシア国では貧困削減のため、公共事業による地方開発（下水道整備など）が積極的に行なわれている。また、持続可能な開発を目指し、都市部（二酸化炭素の排出量削減、エネルギー使用量の削減）、農村部（森林や海岸の保護、生態系保護）ともに環境分野に取り組んでいる。度重なる自然災害（特に地震、津波、洪水、火山噴火）の被災経験から防災に対する意識も高い。インドネシア政府はこれらの分野でもジェンダー主流化を目指しているため、関連省庁のジェンダーに対する意識は高い。公共事業省はジェンダー予算のパイロット機関の一つとされているため、ジェンダー活動の予算計画を立て、2011 年以降これが実施される予定である。環境省は現在、ジェンダー主流化に関するプログラムを策定中である。国家防災対策庁では最新の国家防災活動計画にジェンダー主流化を明記し、GFP が設置される予定である。

公共事業、環境、防災は日本の知見を活かした支援が望まれており、これらの分野における技術協力支援や円借款事業は多く実施されているため、インドネシア政府の取り組みと整合性をもったジェンダー主流化の取り組みが必要である。インドネシア政府や地方行政がジェンダー主流化に向けた活動を積極的に行っている現状を鑑みて、他援助機関と同様、JICA においても公共事業、環境、防災事業におけるさらなるジェンダー主流化の検討が必要とされるだろう。

5. 国際機関・その他機関によるジェンダー関連援助事業

事業名	実施機関	援助機関	期間	予算 (US\$)	対象分野
ジェンダー一般					
Building better budget for women and poor	Asian Foundation	CIDA	2010-2014	5,821,640	地方でのジェンダー政策策定
Demand for legal reform: Women's Legal Empowerment	PEKKA	World Bank	2010-2011	N/A	女性の人権、法整備
Human Rights for all program on strengthening the Indonesian Human Rights movement with special support for gender equality and sexual reproductive rights	HIVOS (Dutch NGO)	Embassy of the Netherlands	2008-2010	4,300,343 EURO	女性、同性愛者の権利 リプロダクティブ・ライツ
Strengthening Democracy and Development through participation	Asian Foundation	Embassy of the Netherlands	2008-2012	2,542,580 EURO	女性の政治参加
Strengthening Women's Rights project	SMWC	GTZ	On-going	N/A	女性に関する権利
Support to Voter Education for Election 2009	UNDP	CIDA	2008-2010	2,200,000	女性、若者等を対象とした選挙啓発活動
Sustainable Capacity Building for Decentralization	Ministry of Home Affairs	ADB	2003-2011	42.22 million	法整備、地方行政
The Gender Equity and Women's Rights: Raising the Profile	Indonesia Gender Network	UNDP	2008-2009	150,000	ジェンダー平等推進
教育					
Australia's Education Partnership with Indonesia	N/A	Aus AID	2011-2016	N/A	教育サービスの向上
Australia Indonesia Basic Education Programme	N/A	Aus AID	2006-2010	387 million	基礎教育普及
Decentralized Basic Education Project	Ministry of National Education	ADB	2002-2009	100 million	基礎教育
Learning Assistance Programme for	N/A	Aus AID	2004-2010	35 million	イスラム系の学校支援

Islamic Schools					
保健医療					
Australia Indonesia Partnership for HIV	Aus AID	Aus AID	2008-2015	100 million	HIV／エイズ対策
Australia Indonesia Partnership for maternal and neonatal health	Aus AID	Aus AID	2008-2011	49 million	母子保健
Nutrition Improvement through community empowerment project	Ministry of Health	ADB	2007-2012	50 million	栄養改善
農林水産業					
Community Empowerment for Rural Development	Ministry of Home Affairs	ADB	2001-2007	115 million	農業支援、資源活用
経済活動					
Developing the Capacity of the Ministry of Foreign Affairs to Support Women Migrant Workers	World Bank	World Bank	2005-2008	N/A	移住労働者支援
Entrepreneurship Skills Development Programme	ILO	ILO	On-going	N/A	パプア県における（特に女性）経済活動支援
Promotion of Small Financial Institution	Bank Indonesia	GTZ	On-going	N/A	女性を含めた貧困層や小企業への支援
環境・防災分野					
Safer Communities through Disaster Risk Reduction	BAPPENAS, National Disaster Management Agency, Ministry of Home Affairs, etc.	UNDP	2007-2012	18 million	防災管理支援

6. ジェンダー関連の情報源

6-1 関連機関／組織・人材リスト

名称	対象分野	主な活動	連絡先
政府機関			
女性のエンパワーメントと児童保護省	女性の人権、子どもの人権、ジェンダー等	ジェンダー政策の策定 ジェンダー主流化推進	Ms. Sulikanti Agusni Deputy assistant of gender in the cooperatives, small and medium business, industry and trade. Jl.Medan Merdeka Barat No.15 Jakarta 10110 INDONESIA Tel: +62-21-3805541 Fax: +62-21-3805562
保健省	保健医療	保健政策の策定	Dr. Trisa W.P. Indra MSc. Rachmalina Soerachman Prasodjo, Jl.Percetakan Negara No.29 Jakarta 10560-INDONESIA Tel: +62-21-4261088 Fax: +62-21-4243933
国家開発計画省	開発計画	国家開発政策策定と実施	Dr. Subandi Sardjoko Director of Directorate of Population, Women Empowerment and Child Protecion Jl.Taman Suropati 2,Jakarta 10310,INDONESIA Tel: +62-21-3926587 Fax: +62-21-3101925
国家災害管理庁	災害対策・災害支援	防災に関する政策 災害支援の実施	Ms. Eny Supartini Head of Sub Directorate of Community Participation Gedung Graha55 Jl.Tanah Abang II No.57, Jakarta10160 Tel: +62-21-3503682 Fax: +62-21-3503682
環境省	環境保全	環境に関する政策策定	PhD. Nurul Jannah Gedung B, Lantai 5 Jl.D.I.Panjaitan Kav.24, Jakarta 13410 Tel: +62-21-85904919 Fax: +62-21-8580087
国際機関			
FAO	農業 食糧安全保障	農業支援や食料保障支援	Dr. Benni H. Sormin Assistant Representative Menara Thamrin, 7 th Floor Jl.M.H.Thamrin Kav.3 Jakarta10250 Tel: +62-21-3141308 Fax: +62-21-3922747
ILO	労働	労働者の権利の保護	Ms. Parissara Liewkeat Senior Programme Officer Jakarta Office Menara Thamrin,Level 22 Jl.M.H.Thamrin Kav3

名称	対象分野	主な活動	連絡先
			Jakarta 10250 Tel: +62-21-3913112 Fax: +62-21-3100766
The World Bank	開発一般	農業、公共事業、保健、教育、経済活動支援など	Ms. Yulia Immajanti Consultant, Gender Specialist Ms. Nia Sarinastiti Special Assistance to the Country Director Indonesia Stock Exchange Building, Tower 2, 12 th Floor Jl. Jenderal Sudirman Kav.52-53, Jakarta 12190 Tel: +62-21-52993297 Fax: +62-21-52993111
UNDP	開発一般	開発援助一般、MDGs	Ms. Rini Widiastuti Evaluation Analyst and Learning Manager Menara Thamrin Building, 8-9 th Floor Kav.3, Jl.M.H.Thamrin Jakarta10250 Tel: +62-21-3141308 Fax: +62-21-3102204
UNFPA	リプロダクティブ・ヘルス	母子保健、家族計画、思春期層への支援	Ms. Lany Harijanti Program Officer for Gender Tel: +62-21-3907121 Fax: +62-21-31927902
UNICEF	子どもの人権、女性の人権	教育、母子保健、若者参加などの支援	PhD. Niloufar Pourzand Chief of Social Policy and Protection Cluster Wisma Metropolitan II, 10 th -12 th floor Jl.Jenderal Sudirman Kav.31 Jakarta 12920 Tel: +62-21-29968090 Fax: +62-21-5711326
UNIFEM	ジェンダー一般	ジェンダー政策の助言	Ms. Dwi Faiz National Programme Officer Menara Thamrin, 3 rd Floor. Suite 306 Jl.MH.Thamrin Lav.3 Jakarta 10250 Tel: +62-21-39830330 Fax: +62-21-39830331
二国間援助			
Embassy of the Netherlands オランダ国大使館経済局	開発一般	環境や人権に関する支援	Ms. Christien Hukom Programme Officer for Development Cooperation Jl.H.R.Rasuna Said Kav.S-3, Kuningan, Jakarta 12950 Tel: +62-21-5241060 Fax: +62-21-5275976
GTZ ドイツ連邦政府技術協力機関	開発一般	気候変動、グッド・ガバナンス、民間企業支援	Ms. Jasmin Freischlad Plaza Bapindo, Citibank Tower 22 nd Floor Jl.Jenderal Sudirman Kav.54-55, Jakarta12190 Tel: +62-21-5267001

名称	対象分野	主な活動	連絡先
			Fax: +62-21-5267004
NGO			
Kalyanamitra Foundation	女性の人権 女性に対する暴力	家庭内暴力	Ms. Rena Herdiyani JL. Kaca Jendela II No.9, Rawajati, Kalibata, Jakarta 12750 Tel: +62-21-7902109 Fax: +62-21-7902112

6-2 関連文献リスト

文献名	著者	入手先	発行年
保健医療			
SEI Traditions as Cultural Postnatal Care at Timor Tengah Selatan District, East Nusa Tenggara, INDONESIA	Rachmalina Soerachman, MSc.PH	Ministry of Health	2010
SEI Traditions As Cultural Postnatal Care at Timor Tengah Selatan District, East Nusa Tenggara Province, Indonesia (PowerPoint)	Rachmalina Soerachman	Ministry of Health	2010
Statistics of Health	State Ministry of Women's Empowerment and Child Protection,	JICA Indonesia	2010
Women and Child Health and Malaria in Papua (Keerom and Merauke). A Qualitative Study (KAP)	Katarina Greifeld, Dianne van Oosterhout, Marlina Flassy, Rachmalina, Erwin Nur Rif'ah & Fatmawati	Ministry of Health	2010
農林水産業			
FACT SHEET INDONESIA Women in Agriculture, Environment and Rural Production	FAO	FAO	
National Medium-Term Priority Framework (NMTPF) 2010-2014: for Indonesia's External Assistance in the Agriculture Sector (incl. Forestry & Fisheries)	National Development Planning Agency (BAPPENAS), Ministry of Agriculture, Ministry of Forestry, Ministry of Marine Affairs & Fisheries	FAO	2009
経済活動			
Leaders, Lenders & Breakearers: Women in Microfinance in Indonesia	GTZ	GTZ	
Legal Protection for Migrant Domestic Workers in Asia and the Arab State	UNIFEM	UNIFEM	
Statistics of Manpower	State Ministry of Women's Empowerment and Child Protection	JICA Indonesia	
社会・ジェンダー一般			
Academic Paper Draft LAW on Gender Equality	N/A	UNIFEM	
Civil Rights and the position of women in Aceh	GTZ	GTZ	2007
Charter of the rights of women in Aceh	GTZ	GTZ	2008
Combined Sixth and Seventh Periodic Report The Implementation of The Convention on The Elimination of All Forms of Discrimination Against Women in Indonesia 2004 – 2009	Republic of Indonesia	UNIFEM	2010
Decree No. KEP.30/M.PPN/HK/03/2009 Regarding The Establishment of The Steering Committee and The Technical Team for Gender Responsive Planning and Budgeting	State Minister for National Development Planning/Head of National Development Planning Agency	UNIFEM	2009

FAST FACTS United Nations Development Programme MDGs Support Unit	UNDP	UNDP	2006
Frequently asked questions: Sexual Harassment at the workplace	ILO	ILO	
Gender Budget Initiatives: Strategies, Concepts and Experiences	UNIFEM	UNIFEM	2001
Gender Equality and Development in Indonesia	The World Bank	The World Bank	
Gender Equality Laws: Global Good practice and a review of five southeast Asian countries	UNIFEM	UNIFEM	2009
Governance Reform Support II Project, Piloting GRB at the Central Level: Progress to Date (PowerPoint)	The Asian Foundation	UNIFEM	2010
Implementasi Pelaksanaan CEDAW di Indonesia (PowerPoint)	Kementerian Negara Pemberdayaan Perempuan	JICA Indonesia	
Indonesia's Budgeting System (PowerPoint)	UNIFEM	UNIFEM	2009
Integrating Gender Responsive Budgeting into the Aid Effectiveness Agenda	UNIFEM	UNIFEM	
KEBIJAKAN Perlindungan perempuan: Policy on Women's Protection (PowerPoint)	State Ministry For Women's Empowerment And Child Protection	JICA Indonesia	
Kebijakan Pembangunan Peningkatan Kualitas Hidup Perempuan 2010-2014 (The Policy of Development for Improving Quality Life of Women 2010-2014) (PowerPoint)	State Ministry of Women's Empowerment and Child Protection	JICA Indonesia	2010
Nomor 17/Men.PP/Dep.II/VII/2005, Nomor 18A Tahun 2005, Nomor 1/PB/2005	Menteri Negara Pemberdayaan Perempuan, Menteri Dalam Negeri Dan Menteri Pendidikan Nasional	JICA Indonesia	2005
Pemberdayaan perempuan republic Indonesia Nomor 06 Tahun 2009 Tentang Penyelenggaraan data gender dan anak	Menteri Negara Pemberdayaan Perempuan Republik INDONESIA	JICA Indonesia	2009
Peraturan Menteri Negara Pemberdayaan Perempuan Republik INDONESIA Nomor 1 TAHUN 2008 Tentang Pedoman Pelaksanaan Peningkatan Kualitas Hidup Perempuan	Menteri Negara Pemberdayaan Perempuan Republik INDONESIA	JICA Indonesia	2008
Peraturan Menteri Negara Pemberdayaan Perempuan Republik INDONESIA Nomor 2 TAHUN 2008 Tentang Pedoman Pelaksanaan Perlindungan Perempuan	Menteri Negara Pemberdayaan Perempuan Republik INDONESIA	JICA Indonesia	2008
Peraturan Menteri Negara Pemberdayaan Perempuan Republik INDONESIA Nomor 3 TAHUN 2008 Tentang Pedoman Pelaksanaan Perlindungan Anak	Menteri Negara Pemberdayaan Perempuan Republik INDONESIA	JICA Indonesia	2008

Peraturan Menteri Negara Pemberdayaan Perempuan Republik INDONESIA Nomor 4 TAHUN 2008 Tentang Pedoman Pelaksanaan Pemberdayaan Lembaga Masyarakat Di Bidang Pemberdayaan Perempuan Dan Perlindungan Anak	Menteri Negara Pemberdayaan Perempuan Republik INDONESIA	JICA Indonesia	2008
Statistics of Education	State Ministry of Women's Empowerment and Child Protection	JICA Indonesia	
Statistics of HDI, GDI, GEM	State Ministry of Women's Empowerment and Child Protection	JICA Indonesia	
Statistics of Representation of Women	State Ministry of Women's Empowerment and Child Protection	JICA Indonesia	
State Ministry for Women's Empowerment and child protection Presidential Instruction Republic of Indonesia Number 9 the Year 2000 on Gender Mainstreaming in National Development and Minister Of Home Affairs Regulation Number 15 Year 2008 on General Guidelines For in the Regions	State Ministry For Women's Empowerment And Child Protection	State Ministry For Women's Empowerment And Child Protection	2008
Strengthening Women's Rights	GTZ	GTZ	
The Policy of Development for Improving Quality Life of Women 2010-2014 (PowerPoint)	State Ministry For Women's Empowerment And Child Protection	State Ministry For Women's Empowerment And Child Protection	2010
Women's Participation in Politics and Government in Indonesia	UNDP	UNDP	2010
Women's Vulnerability to Economic & Sexual Violence At Home, Educational Institution and State Agency: VAW Annual Notes of Year 2008	National Commission Violence Against Women	UNIFEM	2009
環境・防災			
GERAKAN: Perempuan Peduli Lingkungan (MOVEMENT Women's Environmental Concern)	Ministry of Environment	Ministry of Environment	2003
Himpunan Peraturan Perundangan Tentang Penanggulangan Bencana	Badan Nasional Penanggulangan Bencana: BNPB	National Agency for Disaster Management	2008
National Action Plan for disaster risk reduction 2010-2012	BAPPENAS and National Agency for Disaster Management	National Agency for Disaster Management	2010
その他			
A Roadmap to Accelerate Achievement of the MDGs in Indonesia	BAPPENAS	Bappenas	2010
Islam and globalization: survey findings 20 January -3 February	JICA, Lembaga survey Indonesia	JICA Indonesia	2010

2010			
Report on the Achievement of the Millennium Development Goals Indonesia 2010	BAPPENAS	Bappenas	2010
Statistics of Child Protection	State Ministry of Women's Empowerment and Child Protection	JICA Indonesia	
Statistics of Elderly and Disabled	State Ministry of Women's Empowerment and Child Protection	JICA Indonesia	
Statistic Yearbook of Indonesia 2009	BPS Statistics Indonesia	BPS Statistic Indonesia	2009
Welfare Indicators 2009	BPS Statistics Indonesia	BPS Statistic Indonesia	2009

7. 用語・指標解説

<用語説明>

用語	説明
ジェンダー (gender)	社会的・文化的性差のこと。生物学的な性差（セックス）は、基本的には変更不可能だが、男女の役割やその相互関係を示す社会的な性差（ジェンダー）は、人々の考え方や価値観によって規定されているため、時代や地域などにより異なり、また変えていくことができる。ジェンダー平等、ジェンダー役割、ジェンダー分析、ジェンダー・バランスなどとも使われる。
ジェンダー主流化 (gender mainstreaming)	女性と男性が等しく利益を得て、不平等が永続しないようにするために、すべての政治的、経済的そして社会的な場において、男性の関心と経験と同様に、女性を政策とプログラムにおけるデザイン、実践、モニタリングおよび評価の不可欠な次元にするための戦略である。究極の目標はジェンダー平等を達成することである
ジェンダー・フォーカル・ポイント (gender focal point)	省庁の各部局に配属されたジェンダー平等推進のための担当官。政策、制度、プログラム事業等のジェンダー主流化に取り組む。
ジェンダー予算 (gender responsive budget)	国家予算、地方予算をジェンダーの視点から分析し、女性と男性（女子と男子）にそれぞれどのように影響しているかを把握すること。単に女性対象のプログラムへの予算を増加させることなく、ジェンダー平等確保（例えば、保育サービスや育児手当など）の予算も含まれる。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (reproductive health / rights)	性と生殖に関する健康/権利。安全で満足な性生活を営めること、子供を産むかどうかの選択、時期、人数などを決定する自由をもつこと。
ナショナル・マシナリー (national machinery)	男女平等を推進する国レベルの女性問題担当行政機関。女性政策の立案・実施・各省庁への男女平等な施策の実施の促進を行う。
女性のエンパワーメント (women's empowerment)	ジェンダー差別により意思決定過程から排除され、力を奪われ、無力化（disempowerment）されてきた女性たちが、ジェンダー問題に気づき、その批判的意識を行動に転換するために、意思決定過程への参加の機会を獲得することで、自ら力をつける（self-empowerment）道を開くことである。女性の経済エンパワーメント、とも使われる。
アファーマティブ・アクション (affirmative action)	被差別集団が過去における差別の累積により他の集団と比べ著しく不平等な状態に置かれているような場合、格差の急速な是正のためにとられる積極的な優遇措置。
セクシュアル・ハラスメント (sexual harassment)	労働現場においては、性的な言動で女性労働者の対応によりその労働条件につき不利益を受けること、またはその性的な言動により当該女性労働者の就業環境が害されること。また、同様に教育現場における女子学生の学習機会を阻むような行動、社会活動において、女性の社会参加を阻むような行動も含む。
アクセスとコントロール (access / control)	アクセスは土地、労働、資金といった経済活動を行う上での資源やサービスなどを使用できること、あるいは使用する権利を有すること。コントロールは資源やサービスなどの管理について決定したり、所有したりする権利。
再生産活動 (reproductive activities)	子供を生み、育てることといった「次世代を再生産」する活動と、洗濯や炊飯といった家族員が日々の生活を維持し、労働力を再生産していくための活動。
インフォーマル・セクター (informal sector)	小規・零細模で家族経営による経済活動の形態。ILOの定義によれば、この部門における経営では、単純技能を用いており、資本は不十分で、特定の場所的基盤を持たず、最小限或いは全く従業員を雇用しておらず、法制度の保護を受けられず、適正な会計処理能力等が欠如している。
マイクロファイナンス (microfinance)	小口融資や貯蓄、保険等の金融サービスを楽しむ機会を与えることで貧困層の所得向上をめざす、低所得者及び零細企業向けの小規模金融シ

	システム。グラミン銀行に代表されるように、農村の女性農民を対象とすることが多い。
ノン・フォーマル教育 (non-formal education)	正規の学校教育以外に、生涯教育、識字教育、ライフスキル教育などの目的をもって組織された教育活動。通常、対象となるのは現在学校教育を受けていない、または、過去に（十分な質の）教育が受けられなかった人々で、成人も子供も対象となり得る。内容・規模・対象者・実施方法などが多種多様であることが特徴である。
ミレニアム開発目標 (millennium development goal)	国連ミレニアム宣言と1990年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてまとめた8つのゴールから構成される目標。ミレニアム宣言とは、2000年9月に国連ミレニアム・サミットで採択された、平和と安全・開発と貧困・環境・人権とグッド・ガバナンス（良い統治）・アフリカの特別なニーズなどを課題として掲げ、21世紀の国連の役割に関する明確な方向性を提示したものである。

<指標説明>

指標	説明
ジニ係数	所得分配の不平等の度合を示す係数。0 と 1 との間の値をとり、完全に平等な場合 0、完全に不平等な場合 1 をとる。0.4 以上の場合、不平等度が高いと一般的に判断される。
合計特殊出生率	ある年次における再生産年齢（15 - 49 才）の女性の年齢別特殊出生率の合計。一人の女性が、その年次の年齢別出生率で一生の間に生む平均子供数を表わす。
1 才未満乳児死亡率	出生 1000 に対する 1 才未満乳児死亡数の比率、すなわち 1 年間の 1 才未満乳児死亡数 ÷ 1 年間の出生数 × 1000。
5 才未満幼児死亡率	出生 1000 に対する 5 才未満乳児死亡数の比率、すなわち 1 年間の 5 才未満乳児死亡数 ÷ 1 年間の出生数 × 1000。
妊産婦死亡率	10 万人出産に対して、妊娠関連の原因で死亡した女性の年間あたりの人数。
出産介助率	医師、看護婦、助産婦、訓練を受けた公衆衛生従事者、あるいは訓練を受けた伝統的な出産介助者のもとに出産をする割合。
低体重児率	5 歳未満児における栄養不良率。
経口補水療法 (ORT) 使用率	5 才未満児の下痢に対して経口補水塩または代替溶液が使用される比率。

8. 参考文献

ADB (2010), “Gender Equality Results in ADB Projects: Indonesia Country Report”

ADB (2006), “Indonesia Country Gender Assessment”

ADB (2010), “Key Indicators for Asia and The Pacific 2010”

Badan Nasional Penanggulangan Bencana: BNPB (2008), “HIMPUNAN PERATURAN PERUNDANGAN TENTANG ENANGGULAN BENCANA”

BPS Statistics Indonesia (2010), “Hasil Sensus Penduduk 2010 Data Agregat Per Provinsi”

BPS Statistics Indonesia (2009), “Statistical Yearbook of Indonesia 2009 (Government)”

BPS Statistics Indonesia (2009), “Trends of the Socio-Economic Indicators of Indonesia 2009”

BPS Statistics Indonesia (2009), “Welfare Indicators 2009”

FAO, “Fact Sheet Indonesia: Women in Agriculture, Environment and Rural Production”

GTZ (2007), “Civil Rights and the position of women in Aceh”

GTZ, “Leaders, Lenders & Breadearners: Women in Microfinance in Indonesia”

GTZ (2008), “Charter of the rights of women in Aceh”

GTZ, “Strengthening Women’s Rights”

ILO, “Frequently asked questions: Sexual Harassment at the workplace”

ILO, “ILO in Indonesia a Glimpse”

ILO (2007), “Decent work country programme 2006-2010”

ILO (2009), “Labor and Social Trends in Indonesia 2009: Recovery and beyond through decent work”

ILO (2010), “Social Security for Informal Economy Workers in Indonesia: Looking for Flexible and

Highly Targeted Programmes”

ILO (2010), “Special Edition on Domestic Workers April 2010”

ILO (2010), “Special Edition on Entrepreneurship Skills development programme”

Indonesia’s Budgeting System (PowerPoint) obtained from UNIFEM

JICA (2009), 課題別指針「ジェンダーと開発」

JICA and Lembaga survey Indonesia (2010), “Islam and globalization: survey findings 20 January -3 February 2010”

Katarina Greifeld, Dianne van Oosterhout, Marlina Flassy, Rachmalina, Erwin Nur Rif’ah & Fatmawati, “Women and Child Health and Malaria in Papua (Keerom and Merauke): A Qualitative Study (KAP)”

“KEBIJAKAN Perlindungan perempuan” (PowerPoint)

Kementerian Negara Pemberdayaan Perempuan, “Implementasi Pelaksanaan CEDAW di Indonesia (PowerPoint)”

Menteri Negara Pemberdayaan Perempuan Republik INDONESIA, (2009), “Pemberdayaan perempuan republic Indonesia Nomor 06 Tahun 2009 Tentang Penyelenggaraan data gender dan anak”

Menteri Negara Pemberdayaan Perempuan Republik INDONESIA(2008), “Peraturan Menteri Negara Pemberdayaan Perempuan Republik INDONESIA Nomor 1 TAHUN 2008 Tentang Pedoman Pelaksanaan Peningkatan Kualitas Hidup Perempuan”

Menteri Negara Pemberdayaan Perempuan Republik INDONESIA (2008), “Peraturan Menteri Negara Pemberdayaan Perempuan Republik INDONESIA Nomor 2 TAHUN 2008 Tentang Pedoman Pelaksanaan Perlindungan Perempuan”

Menteri Negara Pemberdayaan Perempuan Republik INDONESIA (2008), “Peraturan Menteri Negara Pemberdayaan Perempuan Republik INDONESIA Nomor 3 TAHUN 2008 Tentang Pedoman Pelaksanaan Perlindungan Anak”

Menteri Negara Pemberdayaan Perempuan Republik INDONESIA (2008), “Peraturan Menteri Negara Pemberdayaan Perempuan Republik INDONESIA Nomor 4 TAHUN 2008 Tentang

Pedoman Pelaksanaan Pemberdayaan Lembaga Masyarakat Di Bidang Pemberdayaan Perempuan Dan Perlindungan Anak”

Menteri Negara Pemberdayaan Perempuan, Menteri Dalam Negeri Dan Menteri Pendidikan Nasional (2005), “Nomor 17/Men.PP/Dep.II/VII/2005, Nomor 18A Tahun 2005, Nomor 1/PB/2005”

Ministry of Environment (2003), “GERAKAN: Perempuan Peduli Lingkungan (Movement: Women and Environmental Issues)”

Ministry of Manpower and Transmigration website
(<http://pusdatinaker.balitfo.depnakertrans.go.id/>)

Ministry of National Development Planning/National development planning agency (BAPPENAS) (2010), “A roadmap to accelerate achievement of the MDGs in Indonesia”

Ministry of National Development Planning/National Development Planning Agency, “Report on the Achievement of the Millennium Development Goals Indonesia 2010”

Ministry of National Education Website
(<http://www.kemdiknas.go.id/>)

National AIDS Commission (2007), “2007-2010 HIV and AIDS Response Strategies”

National Commission on Violence Against Women (2009), “Women’s Vulnerability to Economic & Sexual Violence: At Home, Educational Institution and State Agency Annual Notes on Violence Against Women Notes of Year 2008”

National Development Planning Agency and National Agency for Disaster Management (2010), “National Action Plan for disaster risk reduction 2010-2012”

National Development Planning Agency (BAPPENAS), Ministry of Agriculture, Ministry of Forestry, Ministry of Marine Affairs & Fisheries (2009), “National Medium-Term Priority Framework (NMTPF) 2010-2014: for Indonesia’s External Assistance in the Agriculture Sector (incl. Forestry & Fisheries)”

Peraturan Bersama Menteri Negara Pemberdayaan Perempuan, Menteri Tenaga Kerja Dan Transmigrasi,
Dan Menteri Kesehatan (2008), “Nomor 48/Men.PP/XII/2008, Nomor PER.27/MEN/XII/2008, Nomor 1177/enkes/PB/XII/2008”

Presiden Republik Indonesia (2000), “Instruksi Presiden Republik INDONESIA Nomor 9 Tahun 2000 Tentang Pengarusutmaan Gender Dalam Pembangunan Nasional”

Presiden Republik Indonesia (2002), “Instruksi Presiden Republik INDONESIA Nomor 88 Tahun 2002 Tentang Rencana Aksi Nasional Penghapusan Perdagangan (Traficking) Perempuan Dan Anak”

Rachmalina Soerachman, “SEI Traditions as Cultural Postnatal Care at Timor Tengah Selatan District, East Nusa Tenggara Province, Indonesia”

Rachmalina Soerachman, “SEI Traditions As Cultural Postnatal Care at Timor Tengah Selatan District, East Nusa Tenggara Province, Indonesia (PowerPoint)”

Republic of Indonesia (2010), “Implementation of the Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination Against Women in INDONESIA During 2004 – 2009”

Republic of Indonesia (2010), “Regulation on the President of the Republic of Indonesia Number 5, 2010 Regarding The National Medium-Term Development Plan 2010-2014. Book I: National Priority”

State Minister for National Development Planning/Head of National Development Planning Agency “Decree No KEP.30/M.PPN/HK/03/2009 Regarding The Establishment of The Steering Committee and The Technical Team for Gender Responsive Planning and Budgeting”

State Ministry of Women’s Empowerment and Child Protection, “Kebijakan Pembangunan Peningkatan Kualitas Hidup Perempuan 2010-2014 (The Policy of Development for Improving Quality Life of Women 2010-2014) (PowerPoint)”

State Ministry of Women’s Empowerment and Child Protection, “Rencana Aksi Nasional Pengarusutamaan Gender (RAN PUG) (National Action Plan for Gender Mainstreaming) (PowerPoint)”

State Ministry For Women’s Empowerment And Child Protection Republic Of Indonesia (2008), “State Ministry for Women’s Empowerment and child protection Presidential Instruction Republic of INDONESIA Number 9 the Year2000 on Gender Mainstreaming in National Development and Minister Of Home Affairs Regulation Number 15 Year 2008 on General Guidelines For in the Regions”

State Ministry of Women’s Empowerment and Child Protection, “Statistics of Child Protection”

State Ministry of Women's Empowerment and Child Protection, "Statistics of Education"

State Ministry of Women's Empowerment and Child Protection, "Statistics of Elderly and Disabled"

State Ministry of Women's Empowerment and Child Protection, "Statistics of Health"

State Ministry of Women's Empowerment and Child Protection, "Statistics of HDI, GDI, GEM"

State Ministry of Women's Empowerment and Child Protection, "Statistics of Manpower"

State Ministry of Women's Empowerment and Child Protection, "Statistics of Representation of Women"

State Ministry of Women's Empowerment and Child Protection (<http://www.indonesia.go.id/en/ministries/ministers/state-minister-for-woment-empowerment/1647-profile/274-kementerian-pemberdayaan-perempuan-dan-perlindungan-anak>)

"System and mechanism for implementation strategy of gender mainstreaming (PowerPoint)"

The Asian Foundation (2010), "Governance Reform Support II Project, Piloting GRB at the Central Level: Progress to Date (PowerPoint)"

The OECD Gender, Institutions and Development database, Development centers "Gender Equality and social institutions in Indonesia"

The World Bank, "Gender Equality and Development in Indonesia"

UIS Statistics in Brief UNESCO Institute for Statistics (2010), "Global Education Digest 2010: Comparing Education Statistics around the world"

UNAIDS (2008), "Epidemiological Fact Sheet on HIV and AIDS Indonesia"

UNDP (2010), "Gender and Disasters"

UNDP (2009), "Human Development Report 2009"

UNDP (2010), "Human Development Report 2010"

UNDP (2010), "Women's Participation in Politics and Government in Indonesia"

UNDP (2006), "Fast Facts United Nations Development Programme MDGs Support Unit:

Supporting for Mainstreaming Gender into Development Policies and Strategies”

UNFPA (2010), “State of World Population 2010 from conflict and crisis to renewal: generations of change”

UNFPA (2009), “State of World Population 2009”

UNICEF (2009), “The State of The World’s Children 2009: Maternal and Newborn Health”

UNICEF (2006), “The State of The World’s Children 2006: Excluded and Invisible”

UNIFEM, “Legal Protection for Migrant Domestic Workers in Asia and the Arab States”

UNIFEM (2009), “Gender Equality Laws: Global Good practice and a review of five Southeast Asian countries”

UNIFEM, “Academic Paper Draft Law on Gender Equality”

UNIFEM, “Time for Action: Implementing CEDAW in Southeast Asia”

UNIFEM (2001), “Gender Budget Initiatives: Strategies, Concepts and Experiences”

UNIFEM, “Integrating Gender Responsive Budgeting into the Aid Effectiveness Agenda”

United Nations (2010), “The World’s Women 2010: Trends and Statistics”

WHO (2008), “WHO Country cooperation Strategy 2007-2011”

WHO (2010), “Country Cooperation Strategy at a glance”

WHO (2010), “Indonesia: Health profile”

WHO Indonesia Website

(<http://www.searo.who.int/indonesia/en/>)

外務省ホームページ

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/data.html>)

外務省 (2009)、政府開発援助 (ODA) 国別データブック 2009